

## 2 推薦書の作成とイコモス審査への対応

### 1) 佐渡金銀山世界文化遺産学術委員会

学術委員会は、関係分野の学識経験者8名を構成員とし、ユネスコへの推薦書案を作成するため専門的な見地から検討・協議することを目的に2010（平成22）年9月に設置した。

委員会は登録決定の2024（令和6）年度までに計30回開催し、そのうち11回は海外専門家を招いての国際専門家会議を兼ねた。2014年10月の第14回以降は、国文化審議会で示された課題等を踏まえて顕著な普遍的価値、評価基準、構成資産、保存管理計画を中心に議論を重ね、その内容を反映させて推薦書案の改訂作業を行った。

また、推薦書案の文案に関する議論が本格化した2012（平成24）年以降、委員会にワーキンググループ（作業部会）を設けて次回委員会での検討事項と議論の方向性を整理した。

#### a) 構成員 ※役職は設置当時、◎はワーキンググループメンバー

- 委員長 ◎小風 秀雅（お茶の水女子大学大学院教授） 近代史  
 副委員長 ◎稲葉 信子（筑波大学大学院教授） 遺産論・建築史、世界遺産  
 委員 ◎岡田 保良（国土舘大学教授） 西アジア建築史、文化遺産学、世界遺産  
 五味 文彦（放送大学教授、東京大学名誉教授） 日本中世史  
 坂井 秀弥（奈良大学教授） 日本考古学  
 篠原 修（政策研究大学院大学教授、東京大学名誉教授） 土木景観  
 鈴木 一義（国立科学博物館理工学研究部科学技術史グループ長） 技術史、鉱山技術  
 ◎西村 幸夫（東京大学教授） 都市計画・景観、世界遺産  
 オブザーバー ◎文化庁（文化財部記念物課）

#### b) 委員会・国際専門家会議の開催状況

##### 【海外専門家】 ※来日順

- スチュアート・スミス 国際産業遺産保存委員会（TICCIH）事務局長、アイアン・ブリッジ博物館元館長  
 クリストファー・ヤング イングリッシュ・ヘリテージ世界遺産・国際政策担当責任者  
 レギーネ・マティアス ドイツ/ルール大学東アジア研究学部日本史学科教授  
 グスタボ・アローズ 国際記念物遺跡会議（ICOMOS）会長  
 パトリック・マーチン 国際産業遺産保存委員会（TICCIH）会長  
 バリー・ギャンプル 世界遺産コンサルタント  
 郭 旃（グォ・チャン） 国際記念物遺跡会議（ICOMOS）副会長、中国世界遺産専門家会議理事  
 李 恵恩（イ・ヘウン） 国際記念物遺跡会議（ICOMOS）執行委員、韓国ICOMOS委員長、東国大学教授  
 シンシア・ダニング 国際記念物遺跡会議（ICOMOS）専門委員、スイス/アーケオコンセプト責任者  
 マイルズ・オグリソープ ヒストリック・スコットランド政策責任者、国際産業遺産保存委員会英国代表  
 オリビア・ニリオ コロンビア/ホルヘ・タデオ・ロサノ大学ボクタ校教授  
 ミッシェル・コット 国際記念物遺跡会議（ICOMOS）パネル委員、フランス/ナント大学名誉教授



第4回 学術委員会 / 現地視察（2011年）



第14回 学術委員会・国際専門家会議◎（2014年）



第 20 回 学術委員会 / 委員マスコミ対応 (2017 年)



第 26 回 学術委員会・国際専門家会議⑪ (2019 年)

表 学術委員会の開催状況

第 1 回 佐渡金銀山世界文化遺産学術委員会	
期 日	2010 (平成 22) 年 9 月 24 日
会 場	都道府県会館 403 会議室
参加者	小風委員、岡田委員、五味委員、坂井委員、鈴木委員、西村委員 オブザーバー：文化庁
内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員長 (小風委員)、副委員長 (稲葉委員) の選任</li> <li>・国文化審議会世界文化遺産特別委員会での審議内容説明 (「金を中心とする佐渡鉱山の遺産群」単独での記載決定)</li> <li>・学術委員会の設立趣旨、今後の予定等の説明</li> </ul>
第 2 回 佐渡金銀山世界文化遺産学術委員会	
期 日	2011 (平成 23) 年 1 月 20 日
会 場	都道府県会館 408 会議室
参加者	小風委員長、稲葉副委員長、五味委員、篠原委員、鈴木委員 オブザーバー：文化庁
内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「鉱山技術の変遷」の内容確認と評価基準Ⅳへの適用の可能性について検討</li> <li>・比較検証が必要な事項の整理 (製錬・排水技術、文化的伝統の考え方や範囲、世界遺産登録鉱山の登録基準との比較、佐渡の独自性や金山の特殊性)</li> </ul>
第 3 回 佐渡金銀山世界文化遺産学術委員会	
期 日	2011 (平成 23) 年 5 月 25 日
会 場	都道府県会館 406 会議室
参加者	小風委員長、稲葉副委員長、岡田委員、坂井委員、篠原委員 オブザーバー：文化庁
内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「鉱山の生活・文化」と構成資産について検討</li> <li>・ストーリーと適合する資産選択の重要性を確認</li> </ul>
第 4 回 佐渡金銀山世界文化遺産学術委員会	
期 日	2011 (平成 23) 年 8 月 2・3 日
会 場	佐渡島開発総合センター・各資産
参加者	岡田委員、五味委員、篠原委員、鈴木委員 オブザーバー：文化庁
内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆現地視察 (8/2・3)</li> <li>・遺跡内容の説明・質疑、構成資産候補の確認</li> </ul>

第5回 佐渡金銀山世界文化遺産学術委員会	
期 日	2011（平成23）年11月15日
会 場	表参道・新潟館ネスパス3階 会議室
参加者	小風委員長、稲葉副委員長、岡田委員、坂井委員、篠原委員、鈴木委員 オブザーバー：文化庁
内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・構成資産候補（新穂銀山）の現状を確認</li> <li>・評価基準Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ適用の可能性を検討</li> <li>・比較研究の促進を確認</li> </ul>

第6回 佐渡金銀山世界文化遺産学術委員会・国際専門家会議①	
期 日	2012（平成24）年3月19日
会 場	朱鷺メッセ 会議室306
参加者	小風委員長、稲葉副委員長、岡田委員、篠原委員、西村委員 海外専門家：パトリック・マーチン氏、バリー・ギャンブル氏 オブザーバー：文化庁
内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆海外専門家佐渡視察（3/16～18）</li> <li>・OUVについて議論</li> <li>・評価基準Ⅱ～Ⅳ適用の可能性について議論</li> <li>・鶴子銀山と相川金銀山の一体化（相川鶴子金銀山）の可能性について議論</li> <li>・海外鉱山（特にヨーロッパの鉱山技術）との比較研究の重要性を確認</li> </ul>

第7回 佐渡金銀山世界文化遺産学術委員会	
期 日	2012（平成24）年6月20日
会 場	T K P スター貸会議室 上野ANNE X
参加者	小風委員長、岡田委員、五味委員、篠原委員、鈴木委員、西村委員 オブザーバー：文化庁
内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・比較研究の方向性の確認</li> <li>・評価基準Ⅱ・Ⅲの適用内容について議論</li> </ul>

第8回 佐渡金銀山世界文化遺産学術委員会・国際専門家会議②	
期 日	2012（平成24）年8月21・22日
会 場	表参道・新潟館ネスパス3階 会議室
参加者	小風委員長、稲葉副委員長、岡田委員、坂井委員、西村委員 海外専門家：クリストファー・ヤング氏 オブザーバー：文化庁
内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆海外専門家佐渡視察（8/17～19）</li> <li>・評価基準ⅡもしくはⅣ適用の適否及び基準Ⅱ・Ⅲ・Ⅳの書き分けに関する議論</li> <li>・比較研究に関する議論（「明治日本」「石見銀山」との差別化等）</li> <li>・構成資産の選択、保存・整備活用についての議論</li> <li>・OUVについての意見交換（ストーリーの考え方）</li> </ul>

第9回 佐渡金銀山世界文化遺産学術委員会・国際専門家会議③	
期 日	2012（平成24）年10月15日
会 場	表参道・新潟館ネスパス3階 会議室
参加者	小風委員長、岡田委員、五味委員、坂井委員、篠原委員、西村委員 海外専門家：レギーネ・マティアス氏 オブザーバー：文化庁
内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鉱山絵巻の持つ価値に関する意見交換</li> <li>・比較研究に関する議論（アジア地域との比較、灰吹法の起源と日本への伝播、石見銀山の比較研究に関するイコモス勧告の内容確認）</li> <li>・評価基準Ⅱに関する議論（絵巻の評価からⅣ適用の可能性）</li> </ul>

第 10 回 佐渡金銀山世界文化遺産学術委員会	
期 日	2013 (平成 25) 年 3 月 8 日
会 場	都道府県会館 403 会議室
参加者	小風委員長、稲葉副委員長、岡田委員、坂井委員、篠原委員 オブザーバー：文化庁
内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・構成資産と緩衝地帯に関する検討（緩衝地帯は構成資産決定後、新穂銀山の扱い）</li> <li>・比較研究の現状に関する検討（対象資産抽出の考え方）</li> <li>・OUVと評価基準の検討（基準Ⅱ～Ⅳの記述ポイント整理、時間軸の設定）</li> </ul>
第 11 回 佐渡金銀山世界文化遺産学術委員会・国際専門家会議④	
期 日	2013 (平成 25) 年 7 月 13・14 日
会 場	都道府県会館 401 会議室
参加者	稲葉副委員長、岡田委員、篠原委員、鈴木委員、西村委員 海外専門家：郭 旃（グォ・チャン）氏、李 惠恩（イ・ヘウン）氏 オブザーバー：文化庁、奈良文化財研究所景観研究室
内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆海外専門家佐渡視察（7/10～12）</li> <li>・推薦書案の内容に関する検討（OUV、評価基準、構成資産、比較研究等）</li> </ul>
第 12 回 佐渡金銀山世界文化遺産学術委員会・国際専門家会議⑤	
期 日	2013 (平成 25) 年 11 月 8・9 日
会 場	新潟会館 カトレア
参加者	小風委員長、稲葉副委員長、岡田委員、篠原委員、西村委員 海外専門家：クリストファー・ヤング氏、シンシア・ダニング氏、郭 旃（グォ・チャン）氏 オブザーバー：文化庁
内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆海外専門家佐渡視察（11/5～7）</li> <li>・推薦書案の内容について視察結果も踏まえて検討（OUV、評価基準、構成資産、緩衝地帯）</li> </ul>
第 13 回 佐渡金銀山世界文化遺産学術委員会	
期 日	2014 (平成 26) 年 3 月 3 日
会 場	岩波書店アネックスビル 3 階 セミナールーム
参加者	小風委員長、岡田委員、五味委員、篠原委員、西村委員 オブザーバー：文化庁
内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・推薦書素案 [2014 版] の内容確認と承認 名称：「金を中心とする佐渡鉱山の遺産群」、時期：16C 後半～20C 後半、 構成資産：7 か所、評価基準：Ⅲ・Ⅳ</li> </ul>
第 14 回 佐渡金銀山世界文化遺産学術委員会・国際専門家会議⑥	
期 日	2014 (平成 26) 年 10 月 11・12 日
会 場	新潟県立生涯学習推進センター 2 階 大研修室
参加者	稲葉副委員長、岡田委員、坂井委員、篠原委員 海外専門家：クリストファー・ヤング氏、郭 旃（グォ・チャン）氏 オブザーバー：文化庁
内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国文化審議会（7/10）の推薦書素案に対する意見（7 項目）について説明</li> <li>・推薦書原案の検討（OUV、評価基準、構成資産、完全性、真実性等）</li> <li>・資産の保存管理について意見交換（上町地区・建造物の保存修理、ガイダンス施設と情報提供のあり方等）</li> </ul>
第 15 回 佐渡金銀山世界文化遺産学術委員会	
期 日	2015 (平成 27) 年 2 月 16 日
会 場	岩波書店アネックスビル 3 階 セミナールーム
参加者	稲葉副委員長、岡田委員、五味委員、篠原委員、西村委員 オブザーバー：文化庁
内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・推薦書原案① [2015 版] の内容確認と承認 名称：「金を中心とする佐渡鉱山の遺産群」、時期：16C 後半～20C 後半、 構成資産：7 か所、評価基準：Ⅲ・Ⅳ</li> </ul>

第16回 佐渡金銀山世界文化遺産学術委員会・国際専門家会議⑦	
期 日	2015（平成27）年10月17日
会 場	都道府県会館 410 会議室
参加者	稲葉副委員長、岡田委員、西村委員 海外専門家：パトリック・マーチン氏、クリストファー・ヤング氏 オブザーバー：文化庁
内 容	・国文化審議会（7/28）の原案①に対する課題（4項目）について説明 ・OUV（基準Ⅲ・Ⅳ）、完全性・真実性、比較研究、資産名称の検討 ・保存管理（明治以降の鉱山施設群の修理計画）
第17回 佐渡金銀山世界文化遺産学術委員会	
期 日	2016（平成28）年3月15日
会 場	都道府県会館 408 会議室
参加者	稲葉副委員長、岡田委員、五味委員、篠原委員、鈴木委員 オブザーバー：文化庁
内 容	・推薦書原案②〔2016版〕の内容確認と承認 名称：「金を中心とする佐渡鉱山の遺産群」、時期：16C後半～20C後半 構成資産：7か所、評価基準：Ⅲ・Ⅳ
第18回 佐渡金銀山世界文化遺産学術委員会・国際専門家会議⑧	
期 日	2016（平成28）年10月29日
会 場	都道府県会館 410 会議室
参加者	稲葉副委員長、岡田委員、坂井委員、西村委員 海外専門家：ミッシェル・コット氏、バリー・ギャンプル氏 オブザーバー：文化庁
内 容	◆海外専門家佐渡視察（10/25～27） ・国文化審議会（7/25）の原案②に対する課題（5項目）について説明 ・構成資産の選択（アトリビュート表の検討） ・基準Ⅲ・Ⅳの検討（金生産システムと鉱山技術）
第19回 佐渡金銀山世界文化遺産学術委員会	
期 日	2017（平成29）年2月28日
会 場	都道府県会館 410 会議室
参加者	稲葉副委員長、岡田委員、五味委員、篠原委員、鈴木委員、西村委員 オブザーバー：文化庁
内 容	・推薦書原案③〔2017版〕の内容確認と承認 名称：「金を中心とする佐渡鉱山の遺産群」、時期：16C後半～20C後半 構成資産：7か所、評価基準：Ⅲ・Ⅳ
第20回 佐渡金銀山世界文化遺産学術委員会	
期 日	2017（平成29）年10月16日
会 場	都道府県会館 401 会議室
参加者	小風委員長、稲葉副委員長、岡田委員、五味委員、篠原委員、鈴木委員、西村委員 オブザーバー：文化庁
内 容	・国文化審議会（7/31）の原案③に対する課題（5項目）について説明 ・検討状況説明（WG・海外専門家の意見） ・推薦書案の修正方針の検討（佐渡の独自性と比較研究、時期区分、基準、構成資産の選択）
第21回 佐渡金銀山世界文化遺産学術委員会	
期 日	2017（平成29）年12月27日
会 場	表参道・新潟県ネスパス 3階 会議室
参加者	稲葉副委員長、岡田委員、五味委員、坂井委員、鈴木委員 オブザーバー：文化庁
内 容	・推薦書案修正方針の検討（佐渡の独自性、評価基準と構成資産等） ・構成資産、時期、評価基準の変更検討（大間港、石切場跡2か所、戸地川第二発電所の除外）

第 22 回 佐渡金銀山世界文化遺産学術委員会	
期 日	2018 (平成 30) 年 3 月 2 日
会 場	都道府県会館 410 会議室
参加者	小風委員長、稲葉副委員長、岡田委員、五味委員、鈴木委員、西村委員 オブザーバー：文化庁
内 容	・ 推薦書原案④ [2018 版] の内容確認と承認 (構成資産、時期、基準の変更) 名称：「金を中心とする佐渡鉱山の遺産群」、時期：16C 後半～ 1895 年 (官営期) 構成資産：3 か所、評価基準：Ⅲ
第 23 回 佐渡金銀山世界文化遺産学術委員会・国際専門家会議⑨	
期 日	2018 (平成 30) 年 8 月 30・31 日
会 場	都道府県会館 410 会議室
参加者	稲葉副委員長、岡田委員、篠原委員 海外専門家：クリストファー・ヤング氏、バリー・ギャンブル氏 オブザーバー：文化庁
内 容	・ 国文化審議会 (7/19) の原案④に対する課題 (5 項目) について説明 ・ 推薦書案の検討 (評価基準Ⅲ、比較研究) ・ 海外専門家との意見交換
第 24 回 佐渡金銀山世界文化遺産学術委員会	
期 日	2019 (平成 31) 年 3 月 18 日
会 場	都道府県会館 410 会議室
参加者	稲葉副委員長、岡田委員、五味委員、篠原委員、鈴木委員、西村委員 オブザーバー：文化庁
内 容	・ 国文化審議会 (1/23) の審議内容報告 (H31 年度は「縄文」のみ審議対象) ・ 鉱業関連資産の動向と比較検討
第 25 回 佐渡金銀山世界文化遺産学術委員会・国際専門家会議⑩	
期 日	2019 (令和 1) 年 5 月 16 日
会 場	都道府県会館 407 会議室
参加者	稲葉副委員長、岡田委員、篠原委員、鈴木委員、西村委員 海外専門家：バリー・ギャンブル氏 オブザーバー：文化庁
内 容	・ 原案④に対する課題への対応案検討 ・ 石見銀山と佐渡金銀山の比較検討
第 26 回 佐渡金銀山世界文化遺産学術委員会・国際専門家会議⑪	
期 日	2019 (令和 1) 年 10 月 7・8 日
会 場	都道府県会館 410 会議室
参加者	小風委員長、稲葉副委員長、岡田委員、五味委員、篠原委員、西村委員 海外専門家：クリストファー・ヤング氏、バリー・ギャンブル氏 オブザーバー：文化庁
内 容	・ 推薦書原案⑤ [2020 版] の内容確認と承認 (名称、構成資産、時期、評価基準変更) 名称：「佐渡島の金山」、時期：16C 後半～江戸時代、構成資産：2 か所 評価基準：Ⅲ・Ⅳ ・ 西三川砂金山の資産範囲 (文化的景観) 拡大の方針確認
第 27 回 佐渡金銀山世界文化遺産学術委員会	
期 日	2020 (令和 2) 年 11 月 25 日
会 場	県庁 102 会議室 (リモート開催)
参加者	稲葉副委員長、岡田委員、坂井委員、鈴木委員 オブザーバー：文化庁
内 容	・ 国文化審議会 (8/3) の原案⑤に対する課題 (2 項目) について説明 ・ 指摘事項に対応する推薦書案 (3 章 OUV 文案) の検討

第28回 佐渡金銀山世界文化遺産学術委員会	
期 日	2021（令和3）年3月10日
会 場	新潟県自治会館 第1研修室（リモート開催）
参加者	稲葉副委員長、岡田委員、篠原委員、鈴木委員 オブザーバー：文化庁
内 容	・推薦書原案⑥ [2021版] の内容承認 名称：「佐渡島の金山」、構成資産：2か所、評価基準：Ⅲ・Ⅳ
第29回 佐渡金銀山世界文化遺産学術委員会（書面開催）	
期 日	2022（令和4）年1月18日
会 場	書面開催
参加者	小風委員長、稲葉副委員長、岡田委員、五味委員、坂井委員、篠原委員、鈴木委員、西村委員
内 容	・推薦に関する状況報告 ・推薦書正式版（ユネスコ提出）の内容承認（メール返信）
第30回 佐渡金銀山世界文化遺産学術委員会	
期 日	2024（令和6）年9月10日
会 場	都道府県会館 408会議室
参加者	小風委員長、稲葉副委員長、岡田委員、五味委員、篠原委員、鈴木委員、西村委員 オブザーバー：文化庁
内 容	・第46回世界遺産委員会の報告と決議事項への対応に関する意見交換 ・今後の保存活用体制に関する説明

## 2) 価値判断のための調査・研究

佐渡金銀山が「顕著な普遍的価値」を有することを証明するため、国内外79か所の鉱山関連資産について現地調査や文献調査など様々な分野・観点から調査・研究を実施した。

### a) 国内調査

国内では同種の鉱山として石見銀山（島根県）、湯之奥金山（山梨県）、多田銀銅山（兵庫県）など県内外の鉱山等の調査を実施した。特に、2007（平成19）年に世界遺産登録された「石見銀山遺跡とその文化的景観」については、時代や技術面、徳川幕府の直轄管理など類似性がある一方、「金」と「銀」の違いはもとより経営形態や規模、鉱山集落の形成などで大きな違いが認められ、大田市担当者との意見交換も含めてより詳細な比較研究を行った。

また、調査・研究の一環として日本の金が世界経済に与えた影響等について、外部の研究者に委託し成果を調査報告書として刊行した。

委託内容：佐渡金銀山の歴史的価値に関する歴史的・史料学的研究

委託先：お茶の水女子大学大学院 小風 秀雅教授

委託期間：2009（平成21）年～2014（平成26）年（単年度契約）



多田銀銅山調査（2009年）



石見銀山調査（2014年）

表 国内調査の状況

年	月 日	調査地	備考
2007 (H19)	9 / 6	富岡製糸場 (群馬県)	産業遺産
2008 (H20)	7 / 27 ~ 30	石見銀山 (島根県)	
2009 (H21)	4 / 26	上田銀山 (新潟県魚沼市)	
	7 / 25 ・ 26	多田銅銀山 (兵庫県)	日本鉱業史研究会参加
	9 / 15 ~ 18	秋田・山形・福島県内鉱山	院内銀山、延沢銀山、油戸炭鉱、半田銀山
2010 (H22)	10 / 25 ~ 28	鹿児島県内鉱山	申木野金山、山ヶ野金山
	3 / 4 ~ 6	生野銀山 (兵庫県)	
2011 (H23)	9 / 14 ~ 16	山梨・長野・静岡県内鉱山	湯之奥金山、金鶏金山、井川金山ほか
	11 / 3 ~ 7	石見銀山 (島根県)	島根県
2012 (H24)	1 / 30 ・ 31	福岡・佐賀県内産業遺産	三池炭鉱、三池港、三重津軍港ほか
2014 (H26)	6 / 2 ~ 4	石見銀山 (島根県)	クリストファー・ヤング氏視察・指導
2019 (R1)	5 / 8 ~ 10	石見銀山 (島根県)	バリー・ギャンブル氏視察・指導

b) 海外調査

2007 (平成 19) 年以降、国際会議への参加などの機会も利用してヨーロッパ及びアジア地域を中心に、鉱山や産業遺産の現地調査・視察を計 9 回実施した。



フィンランド / ファールン鉱山調査 (2010 年)



台湾 / 金瓜石鉱山調査 (2012 年)



スペイン / ラス・メドゥラス金鉱山調査 (2015 年)

表 海外調査・国際会議等への参加状況

産業遺産調査	
期 日	2007（平成19）年7月3日～12日
場 所	イギリス, ドイツ
内 容	コーンウォールの鉱山景観、ブレナボンの産業景観（イギリス）、ランメルスベルク鉱山（ドイツ） 関係者挨拶：スチュアート・スミス氏、バリー・ギャンブル氏ほか
「国際産業遺産保存委員会（TICCIH）」第14回国際会議、鉱山調査	
期 日	2009（平成21）年8月27日～9月7日
場 所	ドイツ/フライベルグ
内 容	会議：セッション参加（佐渡金銀山アピール） 調査：ドレスデン旧市街（2009登録抹消）、フライベルグ鉱山博物館、ブランデンブルグ産業遺産 関係者挨拶：ニール・コソン氏、スチュアート・スミス氏、マイルズ・オグリソープ氏
「国際産業遺産保存委員会（TICCIH）」・「国際技術の歴史委員会（ICOHTEC）」合同会議、鉱山調査	
期 日	2010（平成22）年8月8日～22日
場 所	会議：フィンランド/タンペレ、鉱山調査：スウェーデン、ドイツ
内 容	会議：鉱山（産業遺産）関係セッションで佐渡金銀山の発表 調査：ファールンの銅山地域ほか（スウェーデン）、ツォルフェアアイン炭鉱業遺産群ほか（ドイツ）
第35回「ユネスコ世界遺産委員会」、鉱山調査	
期 日	2011（平成23）年6月18日～7月7日
場 所	会議：フランス/パリ、調査：ノルウェー、フィンランド
内 容	レーロース鉱山（ノルウェー）、タンカヴァーラ砂金鉱山（フィンランド）
台湾鉱山調査	
期 日	2011（平成23）年12月14日～20日
場 所	台湾
内 容	座談会：博物館職員、調査：金瓜石鉱山、瑞芳鉱山
国際会議「世界遺産とコミュニティ」	
期 日	2012（平成24）年9月10日～12日
場 所	韓国/扶余
内 容	研究発表
「国際産業遺産保存委員会（TICCIH）」2012総会	
期 日	2012（平成24）年11月4日～11日
場 所	台湾/台北
内 容	研究発表
インド鉱山調査	
期 日	2012（平成24）年12月10日～23日
場 所	南インド/カルナータカ州
内 容	ハッティ鉱山、コラル金山、プリカット（港町）
ヨーロッパ鉱山調査	
期 日	2013（平成25）年8月19日～30日
場 所	フランス、ドイツ、スロバキア、ベルギー、ノルウェー
内 容	ブランド銀山（フランス）、ボーフム鉱山・エムシャーパーク/マイダーリッヒ製鉄所（ドイツ）、炭 鉱都市エワロニア（ベルギー）、バンスカ・シュティヴァニツァ（スロバキア）、 レーロース鉱山（ノルウェー）

第 8 回「金属と合金の使用起源に関する国際会議 (BUMA)」総会	
期 日	2013 (平成 25) 年 9 月 10 日～ 15 日
場 所	奈良市
内 容	研究発表
第 18 回「国際記念物遺跡会議 (ICOMOS)」本部総会	
期 日	2014 (平成 26) 年 11 月 9 日～ 14 日
場 所	イタリア / フィレンツェ
内 容	学術シンポジウム参加
第 39 回「ユネスコ世界遺産委員会」、鉱山調査	
期 日	2015 (平成 27) 年 6 月 28 日～ 7 月 8 日
場 所	会議：ドイツ / ボン、調査：ドイツ、オランダ
内 容	ランメルスベルク鉱山、ゴスラー歴史都市、オランダ中央銀行 (佐渡小判)
「国際産業遺産保存委員会 (TICCIH)」2015 総会、鉱山調査	
期 日	2015 (平成 27) 年 9 月 2 日～ 12 日
場 所	会議：フランス / リール、調査：フランス、スペイン
内 容	ラス・メドゥラス金鉱山 (スペイン)、カレー地方の炭鉱 (フランス)

### 3) 国際会議等への参加

ユネスコ世界遺産委員会や国際記念物遺跡会議 (ICOMOS)、国際産業遺産保存委員会 (TICCIH) など学会の国際会議へ参加し、佐渡金銀山に関する発表・紹介や海外専門家との意見交換、パンフレットの配布等を通じて情報発信・収集を行った。



TICCIH・ICOHTEC 合同会議 発表 フィンランド / タンペレ (2010 年)



第 37 回 世界遺産委員会 カンボジア / プノンペン (2013 年)



第 18 回 ICOMOS 本部総会 イタリア / フィレンツェ (2014 年)



第 39 回 世界遺産委員会 ドイツ / ボン (2015 年)

## 4) イコモス審査への対応

### a) イコモス現地調査（2023（令和5）年）

#### ①イコモス現地調査の予行演習

推薦書がユネスコに受理されたことを受け、イコモス現地調査が円滑かつ効果的に実施できるよう、現地調査を想定した予行演習を実施した。模擬調査員として海外専門家を5月と7月の2回招聘するとともに、7月には稲葉信子氏（筑波大学名誉教授 佐渡金銀山世界文化遺産学術委員会委員）を招聘して本番を想定した行程で実施した。

予行演習を実施することで、模擬調査員等からのアドバイスをもとに、資産の効果的な説明方法を定めていった。また、円滑な調査行程となるよう資産の環境整備に加え、離島である佐渡への運行や悪天時の対応など、様々な課題に対する準備を進めていった。



現地調査予行演習

#### ②イコモス現地調査

締約国が提出した世界遺産推薦書の記載内容や保全状況を確認するため、イコモス調査員による現地調査が2023（令和5）年8月24日～30日の7日間で行われた。

初日に全体ミーティングで資産価値の説明、保全状況の説明をした後、ガイダンス施設を視察した。2日目からは、西三川砂金山・相川鶴子金銀山の2つのエリアの構成資産や関連資産に加え、ガイダンス施設等の視察、資産の保全に携わる地域住民や資産の所有者等との面会を行った。文化庁や県市自治体の担当職員、国内外の専門家等がイコモス調査員に同行して説明を行った。また、現地視察後はミーティングを行い、適宜、補足説明を行った。

現地調査はイコモスの要請を受けて非公開とし、調査期間中は取材を一切許可しない対応とした。現地調査の状況については、終了後に新潟県庁で記者会見を行い、日本国の対応や調査の受け止めなどについて報告した。



西三川砂金山における現地調査



相川鶴子金銀山における現地調査 1



相川鶴子金銀山における現地調査 2

## b) 追加情報要請への対応

## ①追加情報要請

2023（令和5）年10月13日付けで、顕著な普遍的価値の価値証明、資産の保護、資産管理の取り決め、開発事業、説明戦略について、イコモスから追加情報の要請がなされた。同年11月10日に要請された説明を記述した回答を提出した。

## a) イコモスへ提出した情報からの追加情報要請

原文	日本語（新潟県仮訳）
<p><b>World Heritage List 2024 – Additional Information Sado Island Gold Mines (Japan)</b> Dear Ambassador,</p> <p>ICOMOS is currently assessing the nomination of “Sado Island Gold Mines” as a World Heritage property and an ICOMOS technical evaluation mission has visited the nominated property to consider matters related to its protection, management and conservation, as well as issues related to its integrity and authenticity.</p> <p>ICOMOS would like to remind the State Party that the documents provided to the ICOMOS mission expert during or after the technical evaluation mission, and which may be relevant to the examination of the nomination dossier, must be officially submitted to the UNESCO World Heritage Centre and to ICOMOS so that they can be officially taken into account in the evaluation procedure as part of the nomination dossier.</p> <p>In order to allow us to further evaluate this property, we would be grateful if the State Party could provide us with additional information on the following points:</p> <p><b>Description and history</b> ICOMOS understands from the nomination dossier that the social and work organisation played an essential role in the functioning of the mining system, and they are also presented as attributes of the proposed justification for inscription. It would very useful for ICOMOS if further details could be provided on how the mines were administered; what the social and work organisation in the mines was and how this was reflected in the layout of the settlements and the mining, as well as the processing activities; what was the provenance of the workforce; what were the working conditions and how the entire system has evolved over the centuries; and how this evolution is reflected in the tangible evidence of the nominated property.</p> <p><b>Attributes</b> Based on nomination dossier, ICOMOS notes that most of the attributes supporting the proposed Outstanding Universal Value refer to archaeological remains or intangible aspects, such as the mining management system, which no longer seems to be functioning. Therefore, ICOMOS would appreciate if the State Party could clarify how intangible attributes are reflected</p>	<p><b>2024年の世界遺産リスト – 追加情報 佐渡島の金山（日本）</b> 親愛なる大使</p> <p>イコモスは現在、「佐渡島の金山」の世界遺産推薦を審査しており、その保護、管理、保全に関する事項、および完全性と真実性に関する問題を検討するため、イコモス現地調査員が推薦資産を訪問したところである。</p> <p>イコモスは締約国に対し、現地調査の期間中または終了後にイコモス現地調査員に提供された文書で、推薦書の審査に関連する可能性があるものは、推薦書の一部として評価手続きに正式に考慮されるよう、ユネスコ世界遺産センターおよびイコモスに正式に提出されなければならないことを念押ししておきたい。</p> <p>私たちがこの資産をさらに評価できるようにするため、締約国が以下の点について追加情報を提供していただければ幸いです。</p> <p><b>説明と歴史</b> イコモスは、推薦書から、社会組織と労働組織が採掘システムの機能において不可欠な役割を果たしたと理解しており、それらはまた、提案された記載のための価値証明の属性として提示されている。鉱山がどのように管理されていたのか、鉱山における社会・労働組織はどのようなもので、それが集落の配置や採鉱、選鉱・製錬活動にどのように反映されていたのか、労働力の出自はどのようなものであったのか、労働条件はどのようなものであったのか、システム全体が何世紀にもわたってどのように発展してきたのか、そしてこの発展が推薦資産の有形の証拠にどのように反映されているのかについて、さらなる詳細を提供いただければ、イコモスにとって非常に有益である。</p> <p><b>属性</b> 推薦書に基づき、イコモスは、提案された顕著な普遍的価値を裏付ける属性のほとんどが、考古学的遺構または、もはや機能していないと思われる採掘管理システムのような無形の側面に言及していることに留意する。したがって、イコモスは、締約国が無形の属性がどのように推薦資産の有形要素、空間的配置、その他の特徴に反映されているかを明確にされたい。</p>

原文	日本語 (新潟県仮訳)
<p>in tangible elements, spatial dispositions and other features of the nominated property.</p> <p><b>Composition and conception of the nominated series</b>                      ICOMOS understands that other mining sites still survive on Sado Island. Not much information is provided on the other mining sites, nor is it explained how the two nominated areas have been selected to illustrate the unmechanised gold mining and production developed on Sado Island. Hence, ICOMOS would be pleased if the State Party could explain the rationale for the selection of the two areas and related 22 component parts from the several mining sites that can be found on Sado Island. Could the State Party indicate which parameters have been used for selection?</p> <p>Regarding the composition of the series, ICOMOS notes that the State Party has chosen to break down the property into 22 component parts; this seems to apply particularly to the waterways, of which some sections are quite slim or lacking. This rigorous composition leads to the fragmentation of the serial nomination in which several component parts – essentially separated sections of the waterways – are too limited in size and features to include the attributes that convey the proposed Outstanding Universal Value, which could limit the capacity of some component parts to be able to “contribute to the Outstanding Universal Value of the nominated property as a whole in a substantial, scientific, readily defined and discernible way” as per paragraph 137 of the Operational Guidelines for the Implementation of the World Heritage Convention. Therefore, ICOMOS would be pleased if the State Party could provide some clarification on this matter. Would the State Party be ready to explore ways to reduce the fragmentation of the nominated component parts?</p> <p><b>Protection</b>                      It is indicated in the Comprehensive Management Plan that some sections of Nishimikawa Placer Gold Mine “are to be added to the national Important Cultural Landscape (Scheduled)” (p. 73). It would be important for ICOMOS to understand what parts of the nominated property or its buffer zones are yet to be protected as national Important Cultural Landscape, and what would be the timeframe for completion of this designation, as well as what is currently protected, and if so, under what protection designations and regimes.</p> <p><b>Management arrangements</b>                      ICOMOS notes that various agreements between the relevant stakeholders will be reached for appropriate management, public access and use. ICOMOS would appreciate if the State Party could clarify the nature of these agreements, their purpose and whether</p>	<p><b>一連の推薦資産の構成とコンセプト</b>                      イコモスは、佐渡島にはまだ他の採掘場が残っていると理解しているが、他の採掘場に関する情報はあまり提供されておらず、また、佐渡島で発達した機械化されていない金の採掘と生産を説明するために、推薦された2つの地域がどのように選ばれたのかも説明されていない。したがって、イコモスは、締約国から、佐渡島で見られるいくつかの採掘場から2つの地域及び関連する22の構成資産を選定した根拠を説明いただければ幸いである。締約国は、選定にどのようなパラメータ（選定基準）が使用されたかを示していただきたい。</p> <p>一連の構成要素について、イコモスは、締約国が資産を22の構成資産に分割することを選択したことに留意する。これは特に、部分的にかなり細く不十分である水路に当てはまる。このような厳密な構成は、連続資産を断片化することになり、いくつかの構成資産（特に水路の分断された部分）は、提案されている顕著な普遍的価値を伝える属性を含むには、規模と特徴が限定的すぎるため、世界遺産条約実施のための作業指針の第137段落にあるように、「実質的、科学的、定義・判別しやすい形で、推薦資産全体の顕著な普遍的価値に貢献する」能力を制限する可能性がある。従って、イコモスは、締約国がこの点について何らかの方法で明確にしていただければ幸いである。締約国は、推薦された構成資産の断片化を減らす方法を検討いただきたい。</p> <p><b>保護</b>                      包括的保存管理計画では、西三川砂金山の一部が「国の重要文化的景観に追加される（予定）」(p.73)と示されている。推薦資産やその緩衝地帯のどの部分が国の重要文化的景観として保護されていないのか、また、この指定が完了するまでの期間はどの程度なのか、さらに、現在保護されているものは何か、保護されている場合はどのような法的枠組や保護制度のもとで保護されているのかを把握することがイコモスとしては重要である。</p> <p><b>管理の取り決め</b>                      イコモスは、適切な管理、一般公開、活用のために、関係者間で様々な合意がなされることに留意している。イコモスは、これらの合意の性質、目的、そして合意が管理システムと包括的保存管理計画を確実に実施するために必要かどうか、必要であれば、最終決定と実施の期限が、締約国により</p>

原文	日本語 (新潟県仮訳)
<p>they are necessary to ensure the implementation of the management system and the Comprehensive Management Plan and, if so, the timeframe by which they should be finalised and implemented.</p> <p><b>Development projects</b> A few projects and interventions that may have an impact on elements contributing to the attributes of the proposed Outstanding Universal Value – such as tree-felling and water pipeline for improving conditions of agricultural activities, are mentioned in the nomination dossier. ICOMOS would be pleased if the State Party could provide some additional information on these projects and any other development initiative or project that may have been proposed in the meantime.</p> <p><b>Interpretation</b> The nomination dossier provides some information on the most recent history of exploitation of the nominated property, from the late 19th until the mid-20th century. However, this information remains rather general and does not address specifically the provenance and working conditions of the miners and mine-related workers. ICOMOS would appreciate if the State Party could provide additional information on this aspect and on the presentation and interpretation programmes in place or under preparation for the nominated property, and whether these cover the entire history of mining on Sado Island and in the nominated property.</p> <p>We would be grateful if you could provide <b>ICOMOS</b> and the <b>UNESCO World Heritage Centre</b> with the above information by <b>Friday 10 November 2023 at the latest</b>.</p> <p>ICOMOS appreciates that the timeframe for providing this additional information is short. Brief responses are required at this stage, and can be discussed further with the State Party if needed during the ICOMOS World Heritage Panel.</p> <p>We look forward to your responses to these points, which will be of great help in our evaluation process. Please note that the State Party shall submit a copy of the additional information to the UNESCO World Heritage Centre and a copy to ICOMOS so that it can be formally registered as part of the nomination dossier.</p> <p>We thank you in advance for your kind cooperation.</p> <p>Yours faithfully,</p> <p>Gvewnaëlle Bourdin Director ICOMOS Evaluation Unit</p>	<p>明確にされるとありがたい。</p> <p><b>開発プロジェクト</b> 推薦書には、提案された顕著な普遍的価値の属性に寄する要素に影響を及ぼす可能性のあるプロジェクトや介入（農業活動を改善するための樹木伐採や給水パイプラインなど）が、いくつか記載されている。イコモスは、これらのプロジェクトや、その間に提案されている他の開発構想やプロジェクトに関する追加情報を締約国から提供いただければ幸いである。</p> <p><b>インタープリテーション (説明戦略)</b> 推薦書には、19 世紀後半から 20 世紀半ばまでの、推薦資産における直近の開発の歴史に関する情報がいくつか記載されている。しかし、この情報は一般的なものであり、鉱山労働者と鉱山関連労働者の出自と労働条件については具体的に触れていない。締約国がこの点に関する追加情報、及び推薦資産のために実施中または準備中の展示・解説プログラムに関する追加情報を提供し、またそれらが佐渡島と推薦資産の鉱業の全体の歴史を網羅しているかどうかをイコモスが確認できれば幸いである。</p> <p>遅くとも <b>2023 年 11 月 10 日 (金)</b> までに、<b>イコモス</b> および <b>ユネスコ世界遺産センター</b> に上記の情報を提供いただければ幸いである。</p> <p>イコモスは、この追加情報の提出期限が短いことを承知している。現段階では簡潔な回答が必要であり、イコモス世界遺産パネルの際に必要であれば締約国とさらに議論することが可能である。</p> <p>我々の評価プロセスにおいて大いに役立つであろう、これらの点への締約国からの回答を待っている。 締約国には、推薦書の一部として正式に記録できるよう、追加情報の一部をユネスコ世界遺産センターに提出し、一部をイコモスに提出することに留意いただきたい。</p> <p>ご協力のほど、よろしくお願いいたします。</p> <p>敬具</p> <p>グヴェナエル・ブルダン イコモス評価ユニット ディレクター</p>

②追加情報の提出

(英文で提出。以下は新潟県が仮訳したもの。図表は本編用に縮尺を改変)

※四角で囲われた箇所の質問番号は日本が付けている。

1 説明と歴史

推薦書本文の第2章および第3章の字数制限のため、この点に関する詳細な情報は、推薦書本文ではなく、付録2に記載した。以下は、Appendix2 2-2 Detailed Information on Socio-technical System of History and Development (A2-22頁～A2-90頁)に記載された情報をもとに、質問に対する回答をまとめたものである。

1-1 鉱山がどのように管理されていたのか。

以下は、OUVが直接関係する江戸時代(1603-1868)を中心に記述したものである。

佐渡奉行所は、「大名」ではなく徳川幕府が経営の中心地として設置し、相川鶴子エリア及び西三川エリアでの金生産を直接管理していた。佐渡の金銀山は江戸時代初期より徳川幕府の財政を支える重要な存在であった。

徳川幕府では佐渡奉行は、幕府の財政を担う勘定奉行に準じる重職であった [Fig.1]。

奉行所は、鉱山の管理・運営に関わる部分と全島の行政を司る2つの部署に分けられ、鉱山管理・運営の部署は、西三川砂金山担当、相川鶴子における採鉱担当、そして製錬・小判鑄造等を含む鉱石加工担当の3つに分かれていた。

奉行所は採掘量及び金銀生産量を厳格に管理し、導水路や排水坑道の整備、坑道の維持など各採掘地で十分な労働環境を維持する責任も負っていた。実際の作業には深く直接的な介入はせず、優秀な人材を全国各地から集め、作業現場の技術者・労働者に一定の裁量を委ね、技能や熟練度に応じた待遇を与えることで生産技術及び生産工程が深化され、生産を長期にわたって継続させることを後押ししていた。

加えて、島外に役人を派遣して大量に費用対効果の高い買い付けをし、生産に必要な資材を安価に安定供給を図るシステムが採用された。これらの資材には採掘道具の素材となる鉄、製錬・精錬用の鉛や塩・炭などがあつた。

金銀採掘の費用は、島内にかかる各種の税(十分の一税)によって賄われたが、南沢疎水道の開削工事等、採掘のための大規模改良については、徳川幕府が出資して行われた。

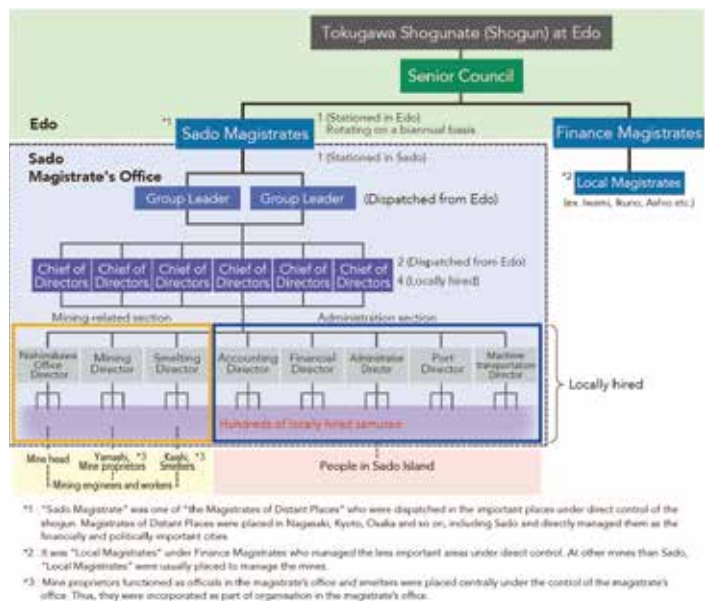


Fig.1 佐渡奉行所組織図

1-2 鉱山における社会・労働組織はどのようなもので、それが集落の配置や採鉱および選鉱・製錬活動にどのように反映されていたのか。

1-5 システム全体が何世紀にもわたってどのように発展してきたのか、そしてこの発展が推薦資産の有形の証拠にどのように反映されているのか。

本推薦資産は2つの鉱山 A) 西三川砂金山・B) 相川鶴子金銀山) で構成され、鉱床及び採掘方法の違いが大きく、それを反映してそれぞれの地域における生産組織の様相も大きく異なることから、2つの鉱山それぞれに分けて記述する。佐渡島の金山における生産技術、生産組織、及び管理運営の変遷に関する全体的な概要については、このセクションの最後に添付している [Fig.6]。

A) 西三川砂金山(西三川エリア)

西三川砂金山では、村人が採掘を行っていたことが特徴であり、採掘組織としての村は金山役、金子勘三郎と呼ばれる村の世話役、村人の三層構造となっていた。佐渡奉行所から派遣された役人が常駐し、産出した砂

金の監督のため、また操業を継続するための堤、水路や他の施設の維持に向けた投資を行った。

実際の作業の差配や村人のとりまとめは金山役の監督のもと、その名が代々受け継がれている村の世話役の金子勘三郎が担った。金子勘三郎の差配により、「大流し」のような実際の作業は、村人が共同作業として行っていた。このエリアでの生産技術・生産体制は安定していたため、基本的な集落構造は変化することはなかった。集落の配置に関しては、村は採掘地とともに移動した。「大流し」の技術が確立した17世紀初め以降、採掘場の跡地に「金山」と「笹川」という2つの居住域が形成された。砂金採掘の本格化とともに、かつての砂金採掘場であった平坦地を利用して集落地域を設けた。元々2つの居住域は別々の村として機能していたが、17世紀後半以降、砂金の産出量の減少もあり、「笹川十八枚村」という1つの集落として機能するようになった。現在に至るまで、敷地内の配置や形態などの構造がよく保存されている [Photo.1]。

**B) 相川鶴子金銀山 (相川鶴子エリア)**

相川鶴子金銀山は、社会組織と労働組織の発展が、位置的及び年代順における変容に明確に見られる。したがって、以下のように3つの発展段階に分けて記述する：「B-1黎明期」「B-2発展初期」「B-3発展期」。

**B-1) 黎明期**

黎明期とは16世紀後半の鶴子荒町の発展の中にみられる。

この地区の構成については、この時代の明確な町割りは見いだせないものの、もともとの地形に応じた不規則な形状と配置の平坦地があることが、この地域の地表に考古学遺跡として明確に見られる。しかし、鉱山集落の区域は鉱山活動の種類及び選鉱場、製錬場、居住域などの生活形態に応じて空間的に割り当てられたことが遺構、遺跡によりわかる [Fig.3]。

この集落には代官屋敷が隣接していた。この代官屋敷は、この集落の労働者、生産活動、治安の管理など、このエリアの行政を担っていた。一方、[Fig.3]に示すように、小規模な集落は採掘現場に近い場所に位置していた。これらは、採掘サイクル中の短期滞在を目的とした仮設小屋の設置場所であると推測される。鉱山労働者たちは採掘及び鉱石の選鉱の第1段階をここでやり、主な集落へ運んだ。

この地域のこれらの要素がうまく機能し、当時の鶴子エリアの繁栄を見ることとなった。また一方では、この繁栄によりこの集落の鉱山労働者が急激に増加した。このことが居住域の広がりにも影響を与えた。

以上のように、この時期の導入段階としての金生産システムが構築された。

**B-2) 発展初期**

発展における第2段階は、17世紀初頭に上相川地区で見られた、各工程における細分化と専門分化である。17世紀初頭に相川エリアにて鉱脈が発見されると、採掘技術を含めた鉱山の開発拠点が鶴子から相川金銀



Fig.2 西三川砂金山の集落地域 (概念図)



Photo.1 西三川エリア集落地域の空撮

Tsurushi Silver Mine [The late 16th century - the early 17th century]



Fig.3 鶴子銀山の集落地域 (概念図)

山へと移ったことが、奉行所の記録等で明らかになっている。日本各地から採掘の専門技術者集団を率いた「山師」が続々と相川の鉱山に入山した。

この時期、道遊の割戸などの採掘場に近い丘陵の斜面に、新しい居住域である上相川地区が造成された。

この段階で最も特徴的な点は、徳川幕府が奉行所を置いたことで、主要な鉱山を含む佐渡島を徳川幕府が直轄したということである。

もう1つの特徴としては、山師と採掘専門家である。上記のように、山師は採掘の専門技術者とともに来島し、彼らのみで金の一貫生産集団を組織した。彼らは全体の統括者として、採掘、選鉱、製錬・精錬に携わる技術者や鉱山労働者を監督・管理し、各班において採掘から製錬まで一貫した生産工程を行った。このような組織は、石臼、扣石、羽口、スラグなど選鉱・製錬に関連する遺物が各区に多数散在している分布調査からも明らかである。

このような状況の中、奉行所は、これらの山師集団に必要な資材を提供し、金の生産量を競わせて奨励することで、効率的に統制をとっていた。

記録（『梅津政景\* 日記』）によれば、この時期、上相川の古い町名の多くは当時の山師の名前に由来していることが記されている [Fig.4]。

この地区内の地割形状に関しては、短冊形に地割された平坦地群が町を並行して縦貫する2本の主要道に沿って意図的に配置されており、この地区は明確な計画政策による組織であった。現在の上相川地区を見ると、遺構や遺跡にみられるように発展初期段階における生産組織の状況がよくわかる。

つまり、上相川地区は発展初期として体系的に非常によく計画された場所である。次の段階では、奉行所の機能がさらに強化され、さらなる発展段階としての生産体制のさらなる変化を生んだ。

\* 梅津政景は秋田藩の重臣で、秋田地方（北日本）の鉱山経営に携わった。彼の日記には、当時の日本の様々な鉱山が描かれている。

### B-3) 発展期

さらなる発展段階は、17世紀半ばに始まった。

相川エリアの繁栄及びエリア内の鉱山労働者の人数の拡大により、新しい町である「相川上町」が作られた。そして相川エリアの集落の中心も上相川地区から相川上町地区に移った。

この段階で重要なことは、佐渡奉行所の管理の強化である。最初の強化は規格性・計画性の高い地割りである。佐渡奉行は尾根上の傾斜地に階段状に平坦地を造り、土地利用範囲を広げるために高い石垣による擁壁を築くことにより17世紀の町の発展を主導した。管理・運営、生産など職業別に配された職住の場が整備された [Fig.5 左]。

奉行所周辺には、役人の屋敷地や問屋・商店が通り沿いに軒を連ねて鉱山経営を支えた。上相川及び間ノ山や左沢沿い、そして相川上町の台地には、山師達が率いる集団が居住した。



Fig.4 上相川地区の集落地域（概念図）

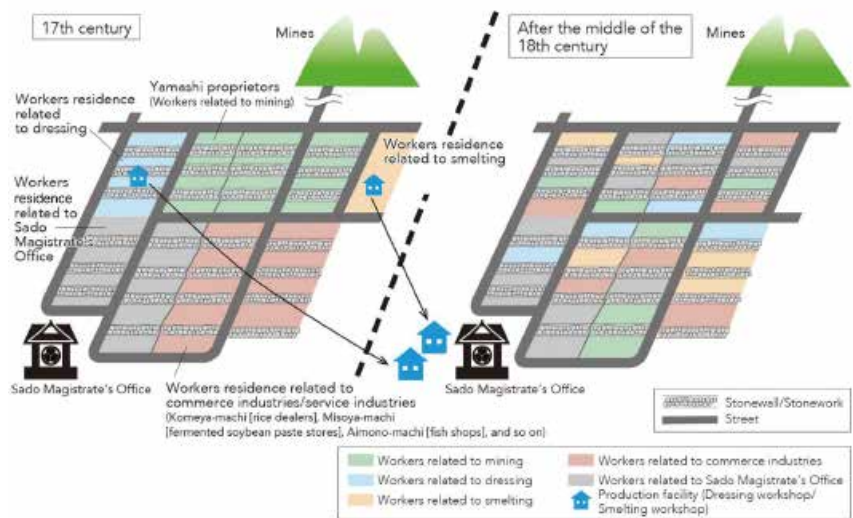


Fig.5 集落構造の変遷（概念図）相川上町地区

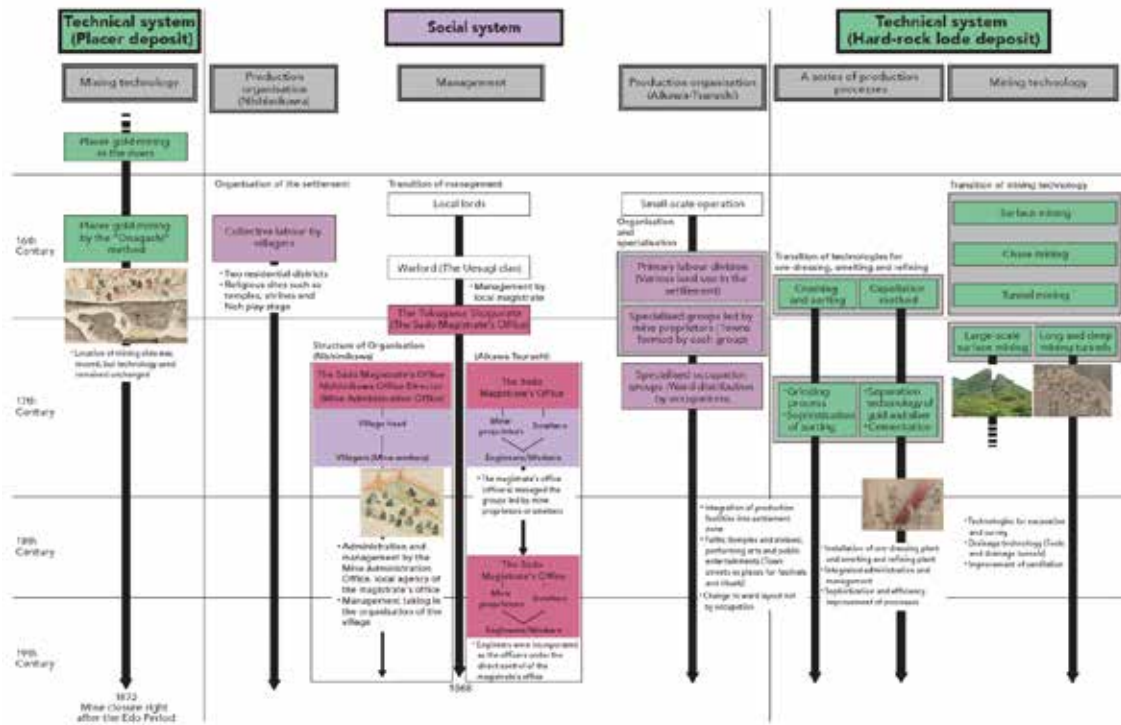


Fig.6 佐渡島の金山における生産技術、生産組織、及び管理運営の変遷

奉行所お抱えとなった金穿大工達は「大工町」に居住した。水が必要な選鉱作業は濁川沿いの「北沢町」で行われ、製錬作業は相川上町の「大床屋町」で行われるなど、金生産の工程別（職種別）に作業場及び居住場所が配された町割りが形成された [Fig.5 左] ことが史料からわかる。現在でも相川上町地区にはこれらの名前が残る。

これはより多くの金銀の生産と生産体制の拡充などにより効率的な鉱山運営を促進し、急増する人口の収容を図ることを目的にしていた。

2つ目の佐渡奉行所の機能の強化は18世紀半ば以降の鉱石加工施設の集中化である [Fig.5 右]。

1759 (宝暦9) 年に、町内で分散していた選鉱・製錬関連の施設が統合され、奉行所内に作られた工場に集約された。その結果、奉行所周辺の武士の居住地が、増加した選鉱・製錬の労働者に再分配された。

このことにより街路や地割などの町の基本構造に変化がないものの、集落の機能に影響を与えた。この再分配の結果として17世紀の職能別の街区集住が崩れ、様々な身分や職種の人々が混在して住む町となった [Fig.5 右]。

**1-3 労働力の出自はどのようなものであったのか。**

記録によれば、特に相川地域の開発が盛んになった16世紀末から17世紀前半にかけて、多数の武士と山師や労働者が日本中から島に集まったが、徳川幕府による鎖国政策の下にあったこともあり、その出自は日本国内に限られた。

16世紀後半の上杉氏（越後の大名）が支配していた時代には越後（佐渡島を除く現在の新潟県）出身の武士が多く、17世紀初頭の佐渡代官大久保長安の時代には、大久保の出身地で金山の開発が盛んに行われていた甲斐（現山梨県）の武士や山師が多い。次いで、大久保に要請され佐渡に渡った石見銀山の役人達が多い [Fig.7]。最盛期には、甲斐、越後、大和（現奈良県）、備前（現岡山県）など、広範囲から山師も移住した。

鉱山労働者については、佐渡島に移住した労働者に関する最も重要な史料として寺院の戸籍簿がある。その記録から、主な出身地は越中（現富山県）など本州における近隣地域であるが、ほぼ全国から来ていたことがわかる。



Fig.7 佐渡の地役人と山師の先祖の出身地

## 1-4 労働条件はどのようなものであったのか。

鉱床及び生産技術の違いから、2つの鉱山では労働条件においても大きな違いがある。

### A) 西三川砂金山（西三川エリア）

このエリアでの採掘は村としての活動であり、つまり原則的には村人たちの共同作業であった。

より詳細に説明すると、居住域のほぼ全戸が砂金採掘を家業とし、「大流し」には男性が従事し、女性は作業用の道具の製作や畑作に従事したといわれる。村人はそれぞれ持ち場となる採掘場を決められ、採掘場ごとに5～6人の集団があり、共同で作業を行っていたと考えられる。それぞれ採掘場に近い場所に居住したことから、各採掘場までは小規模な山道を設けて往来していたと考えられる。現在の居住域は採掘場毎のまとまりを反映して形成された名残を留めている。

「大流し」による砂金採掘は1か月サイクルで行われていた。砂金を含む山の斜面を掘り崩し、堤からの水の力を使って不要な土砂を取り除く作業を月の25・26日ごろまで行い、砂礫や石を取り除く作業を繰り返して川底に残る砂金を含む土砂の量を増やした。その作業で残った土砂から砂金を回収する作業を月の残りの5日間で行っていた。

日々の作業は、朝6時から夕方6時まで行なわれ、山を掘り崩す作業や堤から水を流す際には、熟練者が見張りに立ち安全を確認した。

### B) 相川鶴子金銀山（相川鶴子エリア）

坑内の労働環境と安全に関しては佐渡奉行所が大きな役割を果たした。

労働環境については役人が定期的に確認し、安全かつ効率的に行われるよう必要な対策を講じていた。例えば、坑道の中の崩れやすい場所では、木材を用いて坑道の補強を行う「山留め」も奉行所直属の技術者が作業に当たり、絶えず労働者の安全を保つために、このようなメンテナンスに努めていた。坑内の換気の改善のために換気のためのトンネルを掘削したり、送風装置（唐箕）を用いて坑外の新鮮な空気を取り入れる対策も採られた。

採掘工程は、奉行所から操業を認められた山師によって連れてこられた専門分化された組織的な集団によって行われた。基本的に8時間交代の24時間体制で行われていた。4時間ごとに休憩を取った。

大規模な間歩では、多くの種類にわたる鉱山労働者が働いていた。例えば、現場管理にあたる「金児（かなこ）」が、金穿（かなほり）大工を雇い鉱石を掘らせていた。金穿大工は専門性の高い職であり、様々な職の中でも最も高い賃金で待遇された技能労働者であった。鉱石の運び出しやズリの始末、たがねの集配や研磨などの作業には、穿子（ほりこ）と呼ばれる人々が従事していた。

江戸時代の排水作業は主に人力で行われた。初期の繁栄期には、季節労働者として島内から多くの水替人足が集まったが、他の鉱山労働と比較して重労働であることと徐々に賃金が減少したことにより島内の希望者が減少したため、排水業務は島内の村々に割り当てられた。さらには、幕府は「無宿人」を投入してこの作業に従事させた。無宿人はさまざまな理由で人別帳から除かれた人々である。無宿人は奉行所の厳重な管理下に置かれたものの、一定期間まじめに勤労した者は戸籍をもらうことができたと言われている。

坑外の労働者に関しては、鉱石を破碎・粉碎する工程、金銀を抽出する工程、抽出された金銀を製錬・精製する工程が細分化され、それぞれの工程に熟練技術者や鉱山労働者が配置された。間歩から搬出された鉱石は、坑口近くに設けられた小屋で熟練した女性達によって最初の選別作業が行われた。女性たちはまた、選別された鉱石を作業場まで運搬する作業や比重選鉱を行う作業（ねこ流し）などの作業にも従事していた。選鉱された鉱石の選鉱・製錬の工程は、「買石」と呼ばれる選鉱・製錬業者の監督のもとに行われた。このような作業は、基本的に午前8時から午後5時までの8時間の日勤で行われた。

収入は、労働者は江戸時代の農民と比較すると、総じてかなり良い収入であったと思われる。

## 2 属性：無形の属性が、推薦された資産の有形要素、空間的配置、その他の特徴にどのように反映されているのか。

推薦書の20頁の表2-1は、無形の属性と有形要素の関係を示している。例えば、イコモスからの質問書で言及されている管理システムは、推薦書の21頁に示されているように、属性1に関連付けられている。

### 属性 1：

#### A) 西三川砂金山（西三川エリア）

西三川エリアの管理体制は、以下のような有形要素に反映されている。役宅跡に滞在した佐渡奉行所から派

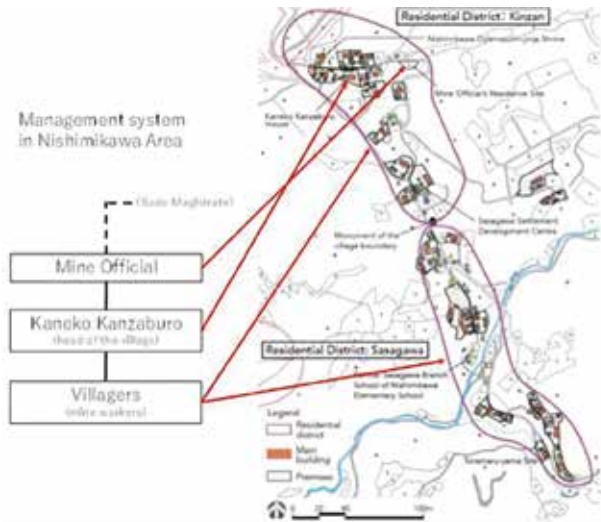


Fig.8 西三川エリアにおける無形の属性を表す有形の要素

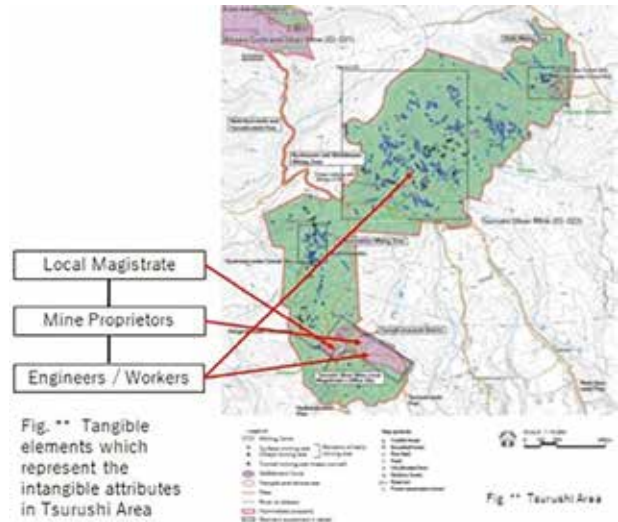


Fig.9 鶴子エリアにおける無形の属性を表す有形の要素

遣された鉱山役人の指揮のもと、世話役である金子勘三郎が五社屋山や虎丸山、立残山などの採掘現場での採掘作業を管理した。採掘活動のあとに残った不要な石等で埋められた小さな平坦地に村人の住居が形成され、不規則な形状や配置が「金山」と「笹川」の2つの居住域に形成された [Fig.8]。

**B) 相川鶴子金銀山 (相川鶴子エリア)**

鶴子エリアには、交通の主要道沿いの入口に代官屋敷が置かれ、労働者や鉱山の産出物を管理していた。

鶴子荒町遺跡は、山師や労働者の急増に伴い、元々の地形を利用した不定形の段丘を加えて形成された [Fig.9]。小規模な平坦地は、採掘場近辺にも集落跡として認められるが、これは鉱山労働者が小規模な仮小屋や「野営地」を設け、鉱石の格付けや粗選別などの選鉱工程の一部を採掘区内で行い、鉱石運搬の負担を軽減してコストダウンを図ったことを示している。

上相川地区が形成された時期には、山師を中心とする専門集団が各居住単位を形成していた。山師は操業全体の監督者として、採掘、選鉱、製錬、精錬を担当する技術者や労働者のすべてを管理した。上相川地区は、道遊の割戸などの採掘場に近い丘陵の斜面に建設された [Fig.10]。

相川上町地区の居住域は尾根上に造成され、佐渡奉行所と鉱山を結ぶ幹線道路に沿って、高度に規格化・計画化された地割りで造成された。当初は、金の増産、生産体制の拡充など鉱山経営の効率化、急増する人口に対応するため、経営、生産、その他業務など職業別に配置された労働・生活の場が整備された。より効率的な生産を実現するため、町中に分散していた選鉱・製錬関連施設を佐渡奉行所内に集約した後、町の区画整理は崩れ、さまざまな身分や職業の人々が隣り合わせに暮らすようになった [Fig.10]。

**属性 2:**

もう1つの例は、「鉱山の人々によって育まれた鉱山文化」を表す属性 2 に認められる。

西三川エリアには、西三川大山祇神社とその境内に能舞台がある。ここには鉱山の神様が祀られ、砂金採掘の繁栄と採掘作業の安全を祈願している [Fig.11]。

同じ神を祀る神社は、相川エリアの上相川地区の最上部にもあった。つまり、鉱山における信仰の場は集落を見渡せる最も高い場所に設けられたのである。

相川上町地区の幹線道路では、地域の人々による伝統的な祭りが行われてきた。このことは、道路が無形の属性を表す有形要素であるということを表している [Fig.12]。

さらに重要かつ特徴的な例として、伝統芸能である「やわらぎ」がある。「やわらぎ」は、鉱山の神をなだめ、硬い金鉱脈がやわらかくなるよう祈りをこめる歌のパフォーマンスで、坑道の中で行われていた [Photo 2]。

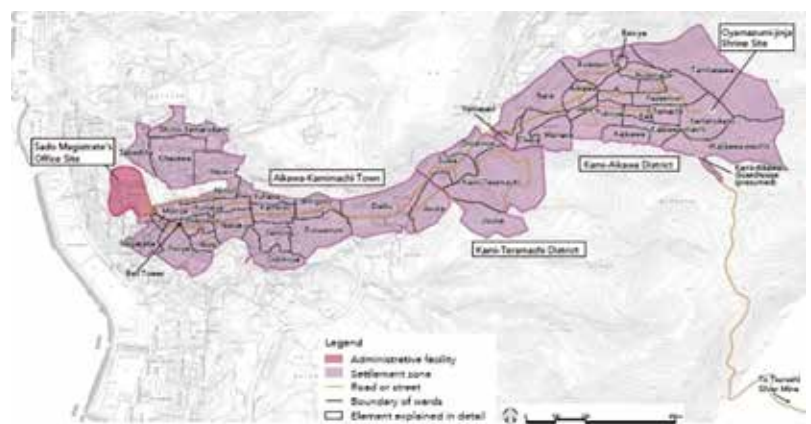


Fig.10 相川エリアにおける無形の属性を表す有形の要素

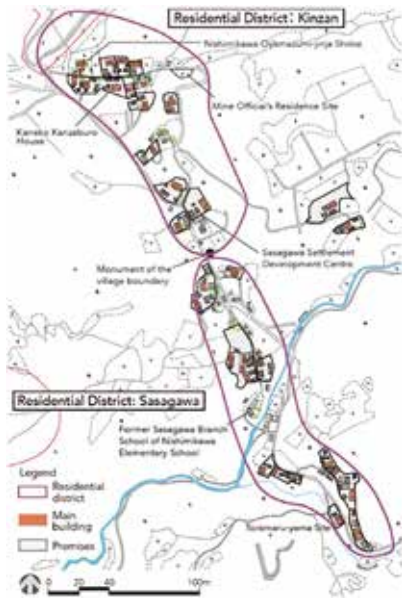


Fig.11 属性 2 に関する無形の属性を表す有形の要素

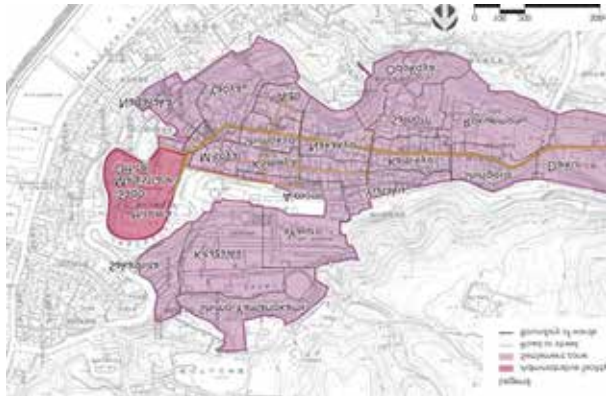


Fig.12 伝統的な祭礼が行われている相川上町地区の幹線道路



Photo.2 伝統芸能「やわらぎ」

### 3 推薦資産の構成と概念

3-1 佐渡島で見られるいくつかの採掘場から2つの地域及び関連する22の構成資産を選定した根拠と選定にどのようなパラメータ（選定基準）が使用されたかを示していただけるか。

推薦書第3章163頁及び165 - 166頁表3 - 3に示した通り、佐渡島内で2つの鉱山を選択した根拠は主に以下の観点に基づいている。

1) 物証：生産技術・生産体制が良好に示されているか

2) 徳川幕府の統制：徳川幕府の直接的な管理下に置かれ鉱山の生産活動が行われたかどうか

明確な物証を確認することができるのは、この推薦に選ばれた佐渡島内の2つのエリアだけである。他の遺跡では、生産技術の一部しか実証できないものもある。また、十分な考古学的遺構がないところもある。そのため、推薦における OUV を十分に伝えることができない。

なお、「徳川幕府による直接的な管理が行われた鉱山」とは、佐渡奉行所の直営鉱山（「御直山」）として生産量のチェックを厳格に行ったり、施設の整備をしたり、生産のために必要な資材等の給付をするなど、役人が鉱山に常駐して運営に深くかかわった鉱山である。島内のすべての鉱山のうち、西三川砂金山と相川鶴子金銀山だけが江戸時代を通じて直営鉱山であり続けた。

他の島内の鉱山は、民間出資の鉱山（「請山」）であり、銀、鉛等の生産量に応じた税を納めることを条件に奉行所から許可を得て生産を行った。島内の商人や農民などが出資して生産・運営を行った。生産規模は総じて小規模であり、操業期間も短期間か断続的な鉱山が多い。そのため、OUV の技術的側面や社会的側面の証拠とはなりえない。

3-2 一連の構成要素について、イコモスは、締約国が資産を 22 の構成資産に分割することを選択したことに留意する。これは特に、部分的にかなり細く不十分である水路に当てはまる。このような厳密な構成は、連続資産を断片化することになり、いくつかの構成資産（特に水路の分断された部分）は、提案されている顕著な普遍的価値を伝える属性を含むには、規模と特徴が限定的すぎるため、一連の推薦の断片化につながり、世界遺産条約実施のための作業指針の第 137 項にあるように、「実質的、科学的、定義・判別しやすい形で、推薦資産全体の顕著な普遍的価値に貢献する」能力を制限する可能性がある。従って、イコモスは、締約国がこの問題について明確にして欲しい。締約国は、推薦された構成資産の断片化を減らす方法を検討いただきたい。

この推薦に含まれる水路は、基本的に自然の地形に沿って造られており、石橋のような大きな構造物はない。

作業指針では「境界線の確定は、本推薦資産を効果的に保護するために不可欠な要件である。境界線は、顕著な普遍的価値を伝えるすべての属性を組み入れ、資産の完全性および／または真正性を確保するために引かれるべきである。（第 99 項）」と示している。ゆえに、すべての属性を含み、本推薦資産の真正性を確保するため、水路の境界線は、物証があるかどうかに基づき引かれている。

水路の幅員は資産から資産の境界線までの十分な距離を確保している。例えば水路の境界線は、水路の中心から両側に 5 m としている。水路の幅に比べて 2 倍以上であり、この配置は推薦資産の価値を保護するのに十分であると考えている。

水路の断片化に関する問題については、農地への転換や道路の建設、または地滑りのために実際の水路の遺構が残っていない範囲を除いて、作業指針にしたがって物証が今でも良好に残っている範囲を選定した。良好に現存する水路の遺構全体を見ると、現在も水路全体の 81% が残っている。よって、西三川エリア全体の採掘のための一連の水路として、OUV が明確に立証されていると確信する。

資産の保護措置に関しては、実際に考古学的遺構が残っておらず推薦範囲に入っていない範囲も含めた、取水口から貯水池に至るまでの全体としての水路は、文化財保護法等により重要文化的景観として保護措置が行われている。つまり、この法的措置により水路の全体的な保全が保証されることと、それらの範囲が推薦資産の範囲に含まれない場合でも、資産保護の観点から見て違いはないということである。

以上が、推薦書にある水路の資産範囲の線引きについて根拠を明らかにしたものである。

しかしながら、イコモスが上記のような我々の水路としての構成資産の選び方について、OUV を伝えるのに不十分だと考えるようであれば、我々はこの問題についてとりうる手段についてさらなる議論を重ねる心づ

もりがある。その場合、考古学的遺跡が残らない区域を推薦資産として選ぶことが問題とならないかどうかをご教示いただければと思う。

\*水路をイメージしていただくために、解説ビデオを添付する。実際、水路の遺構は地表から約 50cm のところに埋まっている。

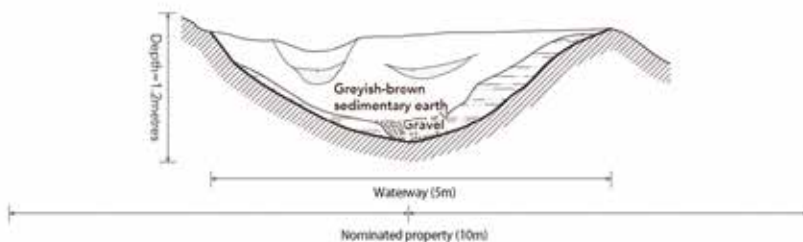


Fig.13 水路の断面図

**4 保護：推薦された資産またはその緩衝地帯のどの部分がまだ国の重要文化的景観として保護されていないのか。また、この指定が完了するまでの期間はどれくらいか。**

推薦書の提出時点では、資産区域や緩衝地帯を含む西三川砂金山の東部は、国の重要文化的景観として保護されるための手続き中であった。

しかし、すべての必要な手続きは、既に 2023 年 9 月 28 日で完了している。したがって、この推薦に関するすべての保護制度が実施されている。

次のページの表は、正式な指定通知の改訂されたリストである（付属資料 3、A3-3 頁）。

Fig.14

Appendices 3-2 List of the official designation notices (revised)				
Area	Name of Designation	Date of designation	Content	Category of Cultural Heritage under the World Heritage Convention
Nishimikawa Area	Rural Landscape from Placer Gold Mining at Nishimikawa, Sado	21 September 2011	Selection as National Important Cultural Landscape under the LPCP	Site
		28 September 2023	Additional selection (scheduled)	
	Sado Gold and Silver Mine Site	7 October 2015	Additional designation as National Historic Site under the LPCP	
Aikawa-Tsurushi Area	Aikawa Mine Site	22 March 1958	Designation as Niigata Prefecture Historic Site	Site
	Sado Gold and Silver Mine Site	24 May 1994	Designation as National Historic Site under the LPCP	
		7 February 2011	Additional designation (Tsurushi Silver Mine), Name change	
		27 March 2013	Additional designation (Kami-Aikawa District)	
		6 October 2014	Additional designation (Kami-Teramachi District)	
		10 March 2015	Additional designation (mining zone)	
		11 October 2021	Additional designation (Nishi-ikari-michi and Tsurushi-michi Pass)	
	Cultural Landscape of the Mines and Mining Towns in Aikawa, Sado	7 October 2015	Selection as National Important Cultural Landscape under the LPCP	

\* LPCP stands for the Law for the Protection of Cultural Properties

**5 管理の取り決め：イコモスは、締約国がこれらの合意の性質、その目的、管理システムと包括的保存管理計画の実施を確実にするために必要かどうか、必要な場合には最終決定して実施する期限を明確に示していただければ幸いである。**

推薦書 217 頁には「今後、様々な合意形成を行う」という 1 文が記載されている。ここでいう「合意」とは、必ずしも世界遺産の登録に向けた書面による契約などを指す言葉ではなく、日本の法的枠組みに基づけば、所有者の同意が本推薦資産の管理スキームの基本である。

なお、本推薦資産の保存、管理、活用に必要な同意は既に締結されている。

各ステークホルダーの「合意」の説明は以下のとおりである。

・公有地については、包括的保存管理計画(CMP)を策定した新潟県と佐渡市が本推薦資産の保存責任を負い、管理・活用に最も重要な役割を果たしてきた。国は、文化財保護法第 3 条に規定されている文化財の保全活動を最大限の誠意をもって行わなければならない。

・私有地については、法に基づく指定・選定に先立って、地元の住民を含む地域社会が指定・保護することに書面で合意している。

・また、コミュニティの代表者は、本推薦資産の保全計画を策定する委員会のメンバーとなっており、包括的保存管理計画(CMP)の作成と実施に多大な貢献をしている。

上記の「合意」に基づき、本推薦資産を確実に保護するための管理体制が既に構築されている。厳密に言えば、包括的保存管理計画は、資産が世界遺産リストに登録されると同時に機能し始める。しかし、県と市は、包括的保存管理計画の第 6 章に示されている管理及びモニタリング活動をすでに実施している。

**6 開発プロジェクト：農業活動の条件を改善するための伐採や給水パイプラインなど、提案されている顕著な普遍的価値の属性に寄与する要素に影響を与える可能性のあるいくつかのプロジェクトと介入が、推薦書に記載されている。イコモスは、締約国がこれらのプロジェクトや、その間に提案されている他の開発構想やプロジェクトに関する追加情報を提供していただければ幸いである。**

本推薦資産は史跡及び重要文化的景観など国の文化財に指定されている。したがって、国等の許可なく現状を変更する開発行為は認められない。佐渡市は、国の文化財等に指定されるにあたり、現状変更プロジェクトが制限されることを地権者や管理者に説明し、書面による同意を得ている。

また、新潟県・佐渡市は、毎年、開発事業者に対し文化財の保護制度について知り、意見陳述の機会を設けるなど、本推薦資産の保護の充実に努めている。したがって、顕著な普遍的価値に影響を与える可能性のある開発については、世界遺産の観点及び国の法制度の観点から適切に判断されることになる。

本推薦資産内の伐採の可能性については、現時点では森林管理者による具体的な計画はない。すでに述べたように、史跡の現状変更許可が得られなければ実施できない。新潟県と佐渡市は、伐採計画の準備段階から、計画により資産価値が損なわれないよう森林管理者と必ず協議することとしている。

推薦書に記載されている水道管の敷設については、景観に配慮した工法を採用するとともに、十分な協議を行うことにより、資産を損壊することなくすでに施工されている。すでに設置が完了しているので [Photo.3, 4]、現時点では追加設置の予定はない。

また、現在、本推薦資産の顕著な普遍的価値に影響を与える可能性のある他の開発プロジェクトは存在しない。



Photo.3 水道管の敷設前



Photo.4 水道管の敷設後

## 7 インタープリテーション（説明戦略）

推薦書には、19世紀後半から20世紀半ばまでの、推薦資産における直近の開発の歴史に関する情報がいくつか記載されている。しかし、この情報は一般的なものであり、鉱山労働者と鉱山関連労働者の出自と労働条件については具体的に触れていない。締約国がこの点に関する追加情報、及び推薦資産において実施中または準備中の説明・展示プログラムに関する追加情報を提供し、またそれらが佐渡島と推薦資産の鉱山の全体の歴史を網羅しているかどうかをイコモスが確認できれば幸いである。

### 1. 19世紀後半から20世紀半ばまでの、鉱山労働者と鉱山関連労働者の出自と労働条件についての追加情報<sup>1</sup>

- 推薦書 94 頁に記載のある通り、1868 年の江戸時代の終焉後、お雇い外国人及び海外からの技術者たちにより最新の西洋の機械化された技術が佐渡の鉱山に導入された。彼らはイギリス、アメリカ、ドイツ出身の製鉱、鉱山技術、開坑、鉱業など様々な専門知識をもった人々であることを示す資料がある。
- また、1890 年 1 月時点で 1,885 人の鉱山労働者及び鉱山関連労働者がおり、そのうち約 1,000 人は佐渡以外の日本国内の様々な場所から来ていたことも記されている。

<sup>1</sup> 特に記載のない限り、ここに記載されている情報は佐渡鉱山に関する関連資料より入手したものであり、必ずしも日本政府の公式見解を示すものではない

- 労働者の出自に関しては、主に大正時代（1912～1926年）に史料を用いてまとめられたリストに基づくと、労働者の数と出身地のトップ5は長野（184人）、新潟（165人）、佐渡（96人）、石川（71人）、富山（52人）であり、内地以外では21人の朝鮮出身者がいた。
- 日本政府は、1934年に本国での失業問題のため、朝鮮半島出身の労働者の内地への移動を制限した。その後、1937年に日中戦争が勃発し長引くと、日本政府は鉱業をはじめとした重要な産業部門に必要な労働力を確保するため、法律を制定し、策を講じた。それらの法律及び策に基づき、日本政府は内地からのみならず、朝鮮半島を含む日本の海外領地からも労働力を確保しようとした。
- 内地では、1938年4月に「国家総動員法」が公布され、また翌年の7月にはその法に基づく「国民徴用令」が公布され徴用方針が導入された。しかし、この徴用令は当初は朝鮮半島には適用されず、他の募集方法が導入された。まず、1939年9月には「募集」、1942年2月には「官斡旋」、1944年9月の最終段階で「徴用」が導入され、1945年の3月まで7か月間続いた<sup>2</sup>。
- 史料によると、上記の国策のもと、佐渡鉱山には戦時中、内地及び朝鮮半島出身の労働者を確保していた。佐渡鉱山の歴史について書かれた史料には、佐渡鉱山では1940年の2月に初めて「募集」が行われ、終戦までの間に1519人の一般労働者が移動してきたと記されている。朝鮮半島出身と内地出身の労働者の割合については、史料によると、1943年の5月末の時点で709人の内地出身労働者に対して、朝鮮半島出身者は584人であった。（内地出身労働者1人当たり朝鮮半島出身労働者は0.82人という割合）
- 労働条件の質問への回答としては、この時期における募集及び雇用方針を示す公式文書がある。朝鮮半島からの「募集」の方針について書かれたその公文書では、明確に朝鮮半島出身者と内地出身者の間に差別が起こらないよう、また厚生施設に関しても適切な配慮がされるよう要求していた。さらに、「徴用」に関する法や規則に明記された労働者の権利保護のための様々な規定では、彼らを差別しないものであり、両者ともに等しくこの規定が適用された。ある史料には、佐渡鉱山での実際の操業においては、無差別が基本方針であったこと、及び賃金と諸手当の給付については以下の通り記述されている。

#### 1) 賃金

- ・鉱山労働者の賃金は、出身地に関わらず、年齢と経験値等を考慮に入れ、作業の種類と難易度によって事前に決定された契約における単価に基づき、実際の作業に応じて支払われた。
- ・1943年4月には朝鮮半島出身の労働者の平均賃金は83.88円であり、平均貯蓄額は5.56円、平均送金額は14.6円であった<sup>3</sup>。

#### 2) 諸手当

- ・既婚の労働者は家族帯同が許可され、家族には社宅が無料で与えられた。単身労働者は無料で寮に住むことができた。
- ・既婚の労働者には食事及び日常必需品が低価格で配給され、単身者には1日0.5円で食事が与えられた（実際の費用が超えていた場合は企業が差額を支払っていた）。
- ・3か月以上企業で勤務したものは、すべての保険料を企業が支払う団体生命保険に加入していた。

## 2. 本推薦資産に関する実行中または予定しているインタープリテーションプログラムについて及び佐渡島と推薦資産における採掘史の全体の歴史をカバーしているか否かについての追加

### (1) 「佐渡島の金山」の世界遺産としてのインタープリテーションに関する日本の見解

- 日本が考える世界遺産のインタープリテーションの主な目的とは、訪問客が遺産のOUVを正しく理解と認識を促進することであり、また「佐渡島の金山」のプレゼンテーション及びインタープリテーションに対し我々がとった手法に基づき遺産の保護、保全の必要性において人々の意識及び関与の促進に寄与することである。

### (2) 「佐渡島の金山」のOUVと推薦資産の全体の歴史についてのプレゼンテーション及びインタープリテーションプログラム

- 推薦書に記載されているように、「佐渡島の金山」のOUVは金生産システムにあり、16世紀後半から19世紀半ばまでの伝統的な手工業による金採掘の高度な発展段階を示している。この時代、佐渡には幕府による品質管理の下、

2 「募集」及び「官斡旋」はともに法律により労働義務を課していないという点では類似したものであるが、過程において相違点がある。「募集」は日本国により朝鮮半島に設置された行政機関である朝鮮総督府の認可及び許可を受け労働者を受け入れた個人事業主の責任において行われたものである。「官斡旋」は個人事業主の申請を受け、朝鮮総督府が自治体を通して行ったものである。対して、「徴用」は「国民徴用令」のもとに行われたものであり、労働者に特定の業務に従事させたものである。

3 同時期の日本における他の職業の賃金について述べると、1943年の大卒銀行員の初任給は75円であり、1944年の警察官の初任給は45円、1941年の小学校教員は50～60円であった。

採掘から小判の鑄造まで一貫した金の生産システムが存在していた。その結果、伝統的な手工業による金の採掘技術により、特に 17 世紀には高純度の金が大量に産出されるようになり、佐渡鉱山は世界の金の約 10%を生産し、最高純度は 99.54%に達した。

- 19 世紀後半以降、佐渡鉱山の金生産システムは高度に機械化されたが、設備規模、生産量、金生産技術は、それまでに世界クラスの基準に達していた他国の機械化された鉱山産業と比べ、世界遺産に登録されるほどの競争力を有していなかった。また、この時代の遺跡などの物的証拠は、世界的に広く一般に見られるものであり、佐渡鉱山に特有の顕著な価値は見出されない。
- また、19 世紀後半以降に導入された機械化による金生産システムは、当時は選鉱施設しかなかった佐渡島内で完結したものではないことにも注意が必要である。佐渡で選別された鉱石は、主に船で香川県の直島に送られ、製錬から鑄造までの工程が行われた。
- 以上の理由から、19 世紀後半以降の佐渡島における機械化された金の生産システムは、推薦資産の OUV に寄与しない。
- これまで上記（1）で説明した日本の見解に基づき、限られた空間資源の中で、世界遺産条約とその関連文書で要求されている構成資産の保護と保全の必要性に対する人々の認識と関与の促進にどの程度貢献しているかを念頭において、OUV にどれだけ密接に関連しているかを考慮しながら、プレゼンテーションやインタープリテーションのプログラムを企画・実施してきており、そのために最も効果的な内容と方法を選択したものである。
- 実際、以下に説明する 19 世紀後半から 20 世紀半ばまでの鉱山の歴史を含め、プレゼンテーションやインタープリテーション戦略の一環として様々な展示を行っている。これらの展示により、OUV の対象期間である江戸時代（1603-1868）のみならず、江戸時代前後を含めた「全体の歴史」における佐渡島の金山の変遷について理解を深めることが可能である。これらのプレゼンテーションを通じて、来訪者が「佐渡島の金山」の OUV と資産の保護・保全の重要性について理解を深められることを願っている。
  - 全体の歴史：12 世紀から 20 世紀までの西三川砂金山と相川鶴子金銀山の主要な歴史を展示。
  - 鉱山管理：江戸時代から 20 世紀までの鉱山管理制度の変遷を展示し、属性 1 の理解を深めるものとなる。
  - 集落と鉱山施設：伝統的手工業による採掘が行われていた江戸時代の相川の町並みや採掘状況と、機械化された採掘が導入された近代のそれらを訪問者が比較できる展示をし、属性 1 と 4 の理解に役立つものとなる。
  - 鉱山文化：江戸時代の鉱山の人々により育まれ、現在まで受け継がれている鉱山文化に関する展示（能、やわらぎ神事、相川の鉱山の祭など）は属性 2 の理解に資する。
  - 生産技術：伝統的な鉱山技術が各工程（採掘、輸送、選鉱、製錬）でどのように機械化されてきたかを訪問者が比較できる展示であり、属性 3、4 の理解を深めるのに貢献している。
- 参考までに、19 世紀後半以降の機械化の歴史を展示する施設もある。そこには、第二次世界大戦中（1939 ~ 1945 年）に朝鮮半島からの民間労働者が内地に移住したという説明もある。この展示は、OUV とは直接関係がないため、世界遺産への推薦とは別の文脈で作られたが、機械化以降の時代における背景資料を提供することを目的としている。
- 我が国は、上記の立場に基づき、「佐渡島の金山」のプレゼンテーション及びインタープリテーションプログラムの見直しを継続する心づもりがある。
- 以上が、全体の歴史を含めたインタープリテーションとプレゼンテーションに関する我が国の見解である。この点に関するイコモスの見解をより正確にお知らせいただくと、私たちにとって非常に有益なものとなる。この点において、日本はイコモス世界遺産パネルの機会を含め、イコモスとの更なる対話を期待している。

（英文で提出。以上は新潟県の仮訳したもの。図表は本編用に縮尺を改変）

※四角で囲われた箇所の質問番号は締約国がつけている。

## c) 中間報告での追加情報への対応

### ①追加情報要請

2023（令和 5）年 12 月 19 日付けで、イコモスから締約国に中間報告が出され、資産とその構成資産に関する追加情報、資産境界の根拠、考古学調査を含む研究の現状、保護と管理、一連の資産の断片化の軽減について、追加情報の要請がなされ、2024（令和 6）年 2 月 28 日までに要請された事項に関する回答を提出した。

（英文で提出。以下は新潟県の仮訳したもの。図表は本編用に縮尺を改変）

※四角で囲われた箇所の質問番号は日本がつけている。

原文	日本語 (新潟県仮訳)
<p><b>World Heritage List 2024</b> <b>Sado Island Gold Mines (Japan) – Interim report and additional information request</b></p> <p>Dear Ambassador,</p> <p>As prescribed by the Operational Guidelines for the Implementation of the World Heritage Convention and its Annex 6, the Advisory Bodies are requested to submit a short interim report for each nomination by 31 January 2024. We are therefore pleased to provide you with the relevant information outlining issues related to the evaluation procedure.</p> <p>The ICOMOS technical evaluation mission to “Sado Island Gold Mines” was carried out by Ms. Jane Harrington (Australia) in August 2023. The mission expert highly appreciated the availabilities and support provided by the experts in your country for the organisation and implementation of the mission.</p> <p>On 13 October 2023, an additional information letter was sent by ICOMOS to request further information regarding the description and history of the nominated property, the correlation between intangible and surviving tangible attributes, the composition and conception of the nominated series, protection, management arrangements, development projects and interpretation. Please convey our thanks to all the officials and experts for the additional information you provided on 10 November 2023 and for their continued cooperation in this process.</p> <p>At the end of November 2023, the ICOMOS World Heritage Panel evaluated the cultural and mixed properties nominated for inscription on the World Heritage List in 2024. The additional information provided by the State Party, together with mission and desk review reports were carefully examined by the Panel members. This process will conclude in March 2024.</p> <p>We thank you and your Delegation for your availability and your participation in the meeting held on 25 November 2023 with some representatives of the ICOMOS Panel. The exchanges during this meeting were of great help for the third part of the ICOMOS Panel meeting. During this last part of the meeting, the Panel has identified areas where it considers that further information is needed.</p> <p>The ICOMOS Panel has appreciated the illustrations and graphics included in the nomination dossier; they have greatly facilitated the understanding of how the geological conditions and the different forms of metal ore have influenced the mining methods used during the</p>	<p><b>世界遺産リスト 2024</b> <b>佐渡島の金山 (日本) – 中間報告書および追加情報の要請</b></p> <p>親愛なる大使</p> <p>世界遺産条約履行のための作業指針とその附属書 6 の規定に従って、諮問機関は、2024 年 1 月 31 日までに各推薦について簡潔な中間報告書を提出することが求められている。そのため、私たちは、評価の手続きに関わる事項をまとめた関連情報を提供したい。</p> <p>「佐渡島の金山」へのイコモス現地調査は、2023 年 8 月、ジェーン・ハリントン氏（オーストラリア）によって行われた。調査に伺った専門家は、現地調査の組織と実施において、貴国の専門家による協力と支援を高く評価した。</p> <p>2023 年 10 月 13 日、イコモスから追加情報を求める書簡では、推薦資産の説明と歴史、無形資産および現存する有形の属性の相関関係、一連の推薦資産の構成と概念、保護、管理の取り決め、開発プロジェクトとインタープリテーションに関して、さらに詳しい情報の提供を求めた。2023 年 11 月 10 日付で追加情報を提供していただき、またこのプロセスにおける継続的なご協力に際し、関係者及び専門家の皆様に感謝の意を伝えてほしい。</p> <p>2023 年 11 月末、イコモス世界遺産パネルは、2024 年に世界遺産一覧表への記載候補となっている文化遺産と複合遺産を評価した。締約国から提供された追加情報は、現地調査報告及びデスクレビュー報告書とともに、パネルメンバーによって慎重に検討された。このプロセスは 2024 年 3 月に完了する予定である。</p> <p>2023 年 11 月 25 日に開催されたイコモスパネルの代表者との会議にご出席いただき、代表団の皆様には感謝する。ここでの意見交換は、イコモスパネル会議の第 3 部に大いに役立った。会議の最終段階で、パネルはさらなる情報が必要であると考えた分野を特定した。</p> <p>イコモスパネルは、推薦書に含まれるイラストとグラフィックを高く評価した。これらのおかげで、地質学的条件と金属鉱石の形状の違いが、徳川幕府（または江戸時代）に使用された採掘方法にどう影響を与えたか容易に理解できた。</p>

原文	日本語 (新潟県仮訳)
<p>Tokugawa Shogunate (or Edo period).</p> <p>Indeed, the existence of the archival documentation and historical illustrations contained in the Illustrated Scrolls of gold and silver mines represent a precious source of information to retrieve information on the mining and processing of the gold and silver ore on Sado island during the Tokugawa Shogunate, guide investigations on site and visually reconstruct the mining system and its articulation.</p> <p>ICOMOS is thankful for the additional information provided in November 2023, which has assisted the ICOMOS Panel in clarifying various questions. ICOMOS, however, has identified areas needing further clarification and information.</p> <p><b>Additional information on the nominated property and its component parts</b></p> <p>The nomination dossier mentions that mining activity greatly developed in the Edo period thanks to more efficient technological methods imported from China and the Korean Peninsula in the late 16th century. The nomination dossier provides an extensive explanation of the mining methods and some explanations and illustrations of the processing methods, but not much is said about the origins of the mining and mining-related methods in use in Sado. ICOMOS would be interested to better understand what methods were imported, from where, and how they have been further developed in Sado Island nominated mines during the Tokugawa Shogunate.</p> <p>ICOMOS understands that the nomination focuses on the period when unmechanised mining was implemented at a large scale, during the Tokugawa Shogunate. ICOMOS also understands that mining continued after the Edo period until the late 20th century, thanks to a shift to mechanised mining, but the post-Edo periods have not been considered for nomination, as the outcomes of mechanised mining at Sado would not differ significantly from other mining sites and would not seem to exhibit potential for demonstrating outstanding significance worldwide.</p> <p>As the area of the mining activities seems to be largely the same in the Edo and post-Edo periods, ICOMOS would like to receive further information accompanied by cartographic documentation that could explain more clearly the pattern of exploitation of the metal ore in the Edo and the post-Edo periods, including the areas for mining and processing and what survives within the nominated property that dates back to the post-Edo period. It would also be useful to understand what changes were brought about by the new mining methods to previous tangible layers of mining use.</p>	<p>実際、『金銀山絵巻』に収録されている記録文書や歴史的絵図は、徳川幕府時代の佐渡島での金銀鉱石の採鉱および選鉱・製錬に関する情報を得る貴重な情報源となっており、現場での調査を導き、採掘システムとその関連性を視覚的に再構築している。</p> <p>イコモスは、2023年11月に提供された追加情報に感謝したい。イコモスパネルがさまざまな疑問を明らかにするのに役立った。しかし、イコモスは更なる説明と情報が必要な分野を特定した。</p> <p><b>推薦資産とその構成資産に関する追加情報</b></p> <p>推薦書には、16世紀後半に中国や朝鮮半島から導入されたより効率的な技術手法のおかげで、江戸時代に鉱山活動が大きく発展したと記載されている。採掘方法の詳細な説明と選鉱・製錬方法の説明と図が推薦書に記載されているが、採掘の起源や佐渡で使用されている採掘関連の方法についてはあまり述べられていない。イコモスは、どのような方法がどこから導入され、どのように徳川幕府時代に佐渡島の推薦資産となっている鉱山で更に発展していったのかをより深く理解したいと考えている。</p> <p>イコモスは、手工業による採掘が大規模に実施された徳川幕府時代に推薦の焦点を当てていることを理解している。イコモスはまた、機械化された採掘への移行のおかげで、江戸時代より後も採掘が20世紀後半まで続いたことを理解しているが、江戸時代より後は、推薦の対象として考慮されていない。理由としては、佐渡における機械化された採掘の産出量は、他の採掘場と大きな違いはなく、世界的に顕著な重要性を示す可能性はないと思われるからだ。</p> <p>採掘活動の領域は江戸時代と江戸時代より後でほぼ同じであると思われるため、イコモスは、江戸時代及び江戸時代より後の金属鉱石の採掘パターンをより明確に説明できる地図資料を伴う更なる情報をいただきたい。これには、採鉱と選鉱・製錬が行われたエリア、及び江戸時代より後の推薦資産内に現存しているものを含んでほしい。過去の採掘で使用した有形の層に対し、新しい採掘方法によって、どのような変化がもたらされたかを理解することも役立つものとなる。</p>

原文	日本語 (新潟県仮訳)
<p><b>Clarification of the rationale for delineating the boundaries of the nominated component parts</b>                      ICOMOS noted a different approach in defining the boundaries for the nominated component parts in relation to the documented mining zones.</p> <p>For the Nishimikawa component part, boundaries are clearly identified and related to the described sites, documented through archaeological investigations. A more broad-brush approach seems to have been adopted in the other two areas. In the Tsurushi Area, maps presented in the nomination dossier offer an idea of several detected surface mining sites, although only a few seem to have been documented through archaeological excavations and investigations.</p> <p>The Aikawa Area component part, on the other hand, is mapped all as an area of exploitation, but only a limited number of sites seem to have been identified, and a smaller number seems documented through archaeological investigations. The Aikawa area is also the area where exploitation continued in the post-Edo periods; therefore, a better understanding of the potential overlapping of exploitation between the two periods and potential modifications to earlier Edo-period structures and remains would be important.</p> <p>Due to the overlapping of the area of exploitation, ICOMOS understood that some post-Edo period mining-related facilities or structures are contained within the boundaries of the nominated property. For instance, in Aikawa-Kamimachi Town, the nominated area includes Shimo-Yamanokami, Sakashita, Kitazawa, and Yajuro zones. ICOMOS would like to know more about these elements, whether they have retained tangible features of the Tokugawa Shogunate period, what these are and how they contribute to illustrating the narrative of the unmechanised mining system and reflect the proposed justification for inscription, or whether they include structures/facilities of the post-Edo periods and, if this is the case, where they are located and how these contribute to the chosen narrative.</p> <p>Concerning the point raised above, ICOMOS would also like to better understand whether other structures or elements that do not belong to the Tokugawa Shogunate have been included within the boundaries of the nominated component parts, what they are, and what their spatial relationship with the Tokugawa Shogunate mining system.</p> <p><b>State of the art of the research, including archaeological investigations</b>                      ICOMOS would also appreciate receiving further</p>	<p><b>推薦構成資産の境界線を描く根拠についての明確化</b></p> <p>イコモスは、推薦書内の採掘地域に関連し、推薦構成資産の境界を設定する際の異なるアプローチに注目した。</p> <p>西三川の構成資産については、境界が明確に特定され、記述された遺跡との関連が考古学的調査を通じて記載されている。他の2つのエリアでは、より大まかな方法がとられているようだ。鶴子エリアでは、推薦書に示された地図には、いくつかの露頭掘り跡が検出されたことが示されているが、考古学的発掘や調査を通じて推薦書に記載されたものはほんのわずかであるようだ。</p> <p>一方、相川エリアの構成資産はすべて採掘地域として地図に記載されているが、特定されているのは限られた数の遺跡だけのようで、考古学的調査によって記載された遺跡は少数のようだ。相川エリアは、江戸時代より後も採掘が続いた地域のため、2つの時代間の採掘の重複の可能性と、江戸時代初期の建造物や遺跡への改変の可能性をより深く理解することが重要となるだろう。</p> <p>採掘地域が重複しているため、イコモスは、江戸時代より後の鉱山関連施設や建造物の一部が推薦資産の境界内に含まれていることを理解した。例えば、相川上町地区には、下山之神町、坂下町、北沢町、弥十郎町が推薦エリアに入っている。イコモスは、これらの要素について、それらが徳川幕府時代の有形の特徴を保持しているかどうか、それらが何であるか、またそれらが手工業の採掘システムの枠組みにどのように貢献し、記載のための価値証明を反映しているか、またはそれらが江戸時代より後の建造物や施設を含むかどうか、そしてその場合はそれらがどこにあるか、そしてそれらが選択された説明の枠組みにどのように寄与するかについてさらに知りたいと考えている。</p> <p>上記の点に関し、イコモスはまた、江戸時代のものではない他の建造物や要素が、推薦構成資産の境界内に含まれているかどうか、それらが何であるか、またそれらと徳川幕府の採掘システムとの空間的関係がどのようなものであるかをよりよく理解したいと考えている。</p> <p><b>考古学調査を含む研究の現状</b></p> <p>イコモスはまた、推薦構成資産内のその他の遺跡において、</p>

原文	日本語（新潟県仮訳）
<p>information on what extent archaeological investigations on other sites within the nominated component parts have been carried out – they could be excavations or application of non-destructive methods – and the level of knowledge developed about other mining or settlement zones that have not been described in detail in the nomination dossier.</p> <p>Also, it would be interesting to understand whether studies have been carried out on the impacts of the mining activity on nature and the vegetation cover and whether these have been used to understand the extent of mining activities within the nominated component parts.</p> <p>Finally, ICOMOS would be interested in receiving additional information and details on any archaeological research strategy that may be in place.</p> <p><b>Protection and management</b> The ground might still preserve archaeological vestiges important for understanding the socio-technical system of gold/silver mining; furthermore, forest cover is important also for stabilisation of potential areas subject to landslips; finally, forest management may interfere with the conservation of the below-ground remains; therefore, a more precise understanding of how forest management within the nominated property and its buffer zone is regulated would be very useful. ICOMOS would be grateful to receive more precise information on whether forests within the nominated component parts and their buffer zones have already been cultivated and replanted and, if so, where, when, and what methods of planting and cultivation have been used in the past (e.g., tree-cutting, whole-tree harvesting). Such information may be usefully complemented by maps indicating forest cover already subject to cultivation and replanting.</p> <p>ICOMOS would appreciate further clarification about protection mechanisms that may be in place regarding the wider setting: if any development activity with a potential negative impact on the nominated property would occur outside the buffer zone, what are the mechanisms to prevent such negative impacts from happening?</p> <p>This is particularly important for the marine buffer zone for which ICOMOS would suggest an expansion to reduce potential visual impacts from offshore wind farms, the development of which seems to be expected in relation to decarbonisation policies in place.</p> <p>Since mining rights are still in place, further clarifications would be useful about their regulation, for instance, what are the procedures and requirements to issue</p>	<p>どの程度の（発掘調査や非破壊的手法の適用などの）考古学調査が実施されたのか、及び推薦書には詳細な記載がない他の鉱山地域または集落地域についての調査によって得られた知識に関する更なる情報をいただきたいと考えている。</p> <p>また、採掘活動が自然や植生に及ぼす影響に関する研究が実施されたかどうか、また、これらの研究が推薦構成資産内の採掘活動範囲を理解するために、使用されたかどうかを理解できれば興味深い。</p> <p>最後に、イコモスは、実施の可能性のある考古学的調査戦略に関する追加情報と詳細をいただきたいと考える。</p> <p><b>保護と管理</b> 地中には、金 / 銀採掘の生産システムを理解するのに重要な考古学的痕跡がまだ保存されている可能性がある。さらに、樹木により覆われていることから、地滑りの危険性がある地域の安定化にも重要であるが、最終的に森林管理が地下遺跡の保存を妨げる可能性がある。したがって、推薦資産とその緩衝地帯内の森林管理がどのように規制されているかのより正確な理解は、非常に役立つものとなる。イコモスは、推薦構成資産とその緩衝地帯内の森林がすでに開墾され再植されているか、もし行われているならば、どこで、いつ、どのような植林と開墾方法が過去に採られていたか（伐採、皆伐など）について、より正確な情報をいただきたい。このような情報は、すでに開墾と再植が行われている森林面積を示す地図によって有効に補完される。</p> <p>イコモスは、周辺環境に関して実施の可能性のある保護の方法について、更に説明していただければと考える。推薦資産に悪影響を与える可能性のある開発活動が緩衝地帯の外で行われる場合、そのような悪影響の発生を防ぐ仕組みは何か。</p> <p>これは、洋上風力発電所による潜在的な視覚的影響を軽減するためにイコモスが拡張を提案する海洋緩衝地帯にとって特に重要であり、その開発は、実施されている脱炭素化政策に関連して想定されているようだ。</p> <p>鉱業権はまだ存在しているため、その規制についてさらに説明することが有益である。例えば、鉱業開発のライセンスを発行するための手順と要件は何か、また、推薦資産又はそ</p>

原文	日本語 (新潟県仮訳)
<p>licences for mining exploitation, and whether there are still valid mining licences for exploitation within the nominated property or its buffer zone.</p> <p>Finally, the nomination dossier states that Golden Sado, the main mining rights holder, has agreed to remain non-operational; receiving a copy of such an agreement would be useful for the evaluation process.</p> <p><b>Reduction of the fragmentation of the series</b>  ICOMOS is grateful for the explanations presented in the additional information received in November 2023 about the rationale for delineating the boundaries of the sections of the water channels. Following the reception of the technical evaluation mission report and internal discussion, ICOMOS considers that such fragmentation would negatively impact the smaller components' capacity to reflect the proposed justification for inscription in a substantial and discernible way. Therefore, ICOMOS confirms its request made to the State Party in the October 2023 letter for additional information to explore ways to reduce the fragmentation of the nominated component parts and secure the integrity of the nominated series.</p> <p>We look forward to your responses to these points, which will greatly help our evaluation procedure.</p> <p>We would be grateful if you could provide <b>ICOMOS</b> and the <b>World Heritage Centre</b> with the above requested information by <b>28 February 2024 at the latest</b>, the deadline set out in paragraph 148 of the Operational Guidelines for the Implementation of the World Heritage Convention concerning additional information on nominations to be received. Please note that any information submitted after this statutory deadline will not be considered by ICOMOS in its evaluation for the World Heritage Committee. It should be noted, however, that while ICOMOS will carefully consider any additional information submitted within the statutory deadline, it will not be possible to properly evaluate a completely revised nomination or a large amount of new information submitted at the last minute. ICOMOS would therefore be grateful if the State Party could keep its response concise and respond only to the above requests.</p> <p>We thank you for your support of the World Heritage Convention and the evaluation procedure.</p> <p>Yours faithfully,</p> <p>Gvewnaëlle Bourdin  Director  ICOMOS Evaluation Unit</p>	<p>の緩衝地帯内で採掘のための有効な鉱業ライセンスがまだあるかなどである。</p> <p>最後に、推薦書には、主要な鉱業権者であるゴールデン佐渡が引き続き操業しないことに同意したと記載されているが、この同意書のコピーなどをいただければ、評価プロセスに役立つものとなる。</p> <p><b>一連の資産の断片化の削減</b>  ICOMOSは、2023年11月に受け取った追加情報に示された、水路部分の境界線の根拠に関する説明に感謝している。現地調査報告書確定と内部での議論を経て、ICOMOSは、そのような断片化により、小さな構成資産に悪影響を与え、記載のための価値証明を重要かつわかりやすい方法で示しづらくなると考える。したがって、ICOMOSは、2023年10月の書簡で締約国に対し、推薦構成資産の断片化を減らし、一連の資産の完全性を確保する方法を検討するための追加情報を求めたことを確認している。</p> <p>評価プロセスに大いに役立つと思われる、上記の点についてのご回答をお待ちしている。</p> <p>遅くとも追加情報に関する世界遺産条約履行のための作業指針第148段落に定められた期限である<b>2024年2月28日</b>までに、<b>ICOMOSと世界遺産センター</b>に、上記の要請情報を提供していただければ幸いです。この法定期限を過ぎて提出された情報は、ICOMOSによる世界遺産委員会の評価において考慮されないことに留意いただきたい。ただし、法定期限内に提出された追加情報は慎重に検討されるものの、大幅に修正された推薦書や、直前に大量の新しい情報をいただいてもICOMOSは適切に評価できないことにご注意いただきたい。したがって、締約国においては、回答を簡潔に保ち、上記の要請にのみ応じていただければ幸いです。</p> <p>世界遺産条約と評価手続きへのご支援に感謝する。</p> <p>敬具</p> <p>グヴェナエル・ブルダン  ICOMOS評価ユニット  ディレクター</p>

## ②中間報告での追加情報の提出

(英文で提出。以下は新潟県が仮訳したもの。図表は本編用に縮尺を改変)

※四角で囲われた箇所の質問番号は締約国が付けている。

### 1. 推薦資産及びその構成資産に関する追加情報

#### 1-1 江戸時代に、どの方法が海外から持ち込まれ、どこから、どのように佐渡においてさらに発展していったか。

この点に関しては、全体の発展は推薦書に記載されている(2.b.2.3.1 生産技術 101-102 頁)。

本推薦資産における技術確立期においては、焼金法精錬(17世紀初め、移入元不明)、灰吹法精錬(16世紀後半、中国より)の2つのタイプが導入された。基本的な測量技術(16世紀、中国より朝鮮半島経由でも導入されている。その後も平板測量(時期不明、オランダより)など鉱山に関する技術知識が持ち込まれた。

また、水車動力(17世紀初め、中国より朝鮮半島経由で)、水銀アマルガム法精錬(17世紀初め、ポルトガルより)などといった技術がごく短期間試用されるものの、水銀の入手・水の確保の問題など生産材の不足によって定着しなかったものもある。推薦書に記載した通り、徳川幕府により厳格な鎖国政策が強化されたため、これらの新しい技術は来島した専門家によるものでなく、文書により持ち込まれた。さらに、一連の新しい知識はひとまとまりというよりも、断片的に取り入れられた。これらの状況のもと、新しい技術は選択的に導入され、佐渡でさらに発展を遂げた。

例えば、上記の平板測量技術は、円周360度や三角関数の概念を取り入れず導入され、480方位羅針盤を活用した方位の精緻化によりさらなる発展を遂げた。このような正確性は南沢疎水道で見られる。加工方法に関しては、佐渡島の金山における発展は、新しい技術を取り入れるというよりも主に反復や効率化による精巧なものであり、高品質の金生産につながるものである。

#### 1-2 江戸時代及び近代の金属鉱山の採掘パターンをより明確に説明できる地図資料を含めたさらなる情報(採鉱および選鉱・製錬のための区域、近代に遡る推薦資産内の遺構を含む)。新しい採掘方法により以前からある鉱山使用の有形層にどのような変化が起こったのか。

西三川エリアは、江戸期以後の採掘活動はない。鶴子エリアでは、近代以降に数か所においてごく小規模な採掘活動が再度行われたが、考古学的な遺跡や地形にはほとんど影響はなかった。

相川エリアでは、主たる採掘域は江戸期と近代以降で大きく異なっていることが、絵図及び平面図などの史料に示されている。このため、江戸期の坑道は近代に入って再利用された一部を除いては、改変されることなく残存している。また再利用された箇所についても、幅の拡張などが行われたのみであり、江戸期の全体の坑道骨格は今なお残されている。[Fig.1, 2]

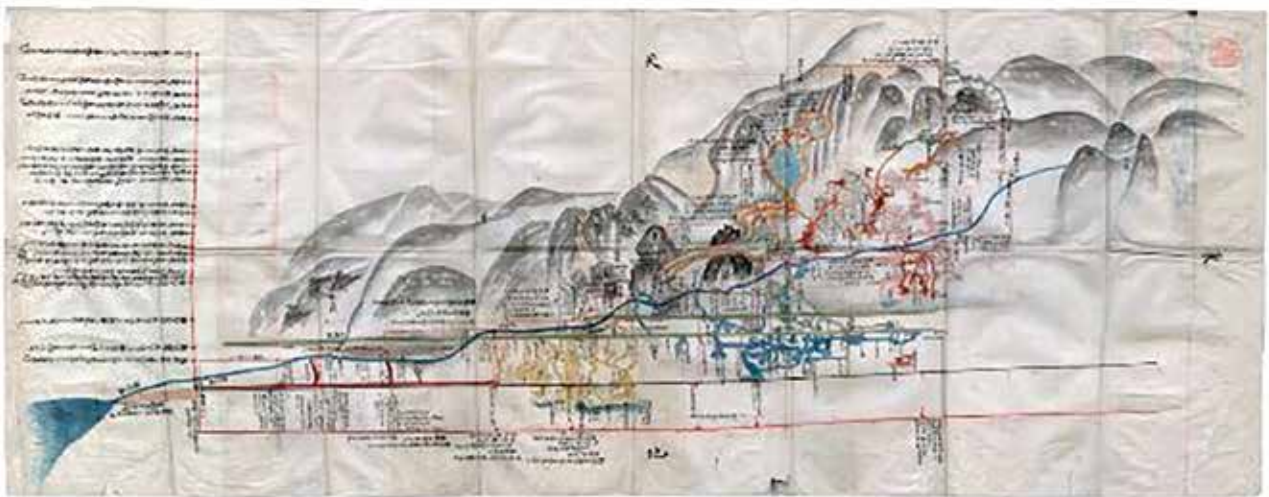


Fig.1 相川エリアの歴史絵図(佐州相川惣銀山敷岡高下振矩絵図)

採掘に関する近代の建造物及び構造物については、北沢地区を除いて建築箇所が江戸期の採掘域と重なる部分はない。さらに、製錬や小判製造は島外で行われたため、大規模な加工施設は近代以降の佐渡にはなかった。加工のための大規模な施設は限られており、江戸期の施設の考古学的遺跡は良好な状態で残っている [Fig.3]。

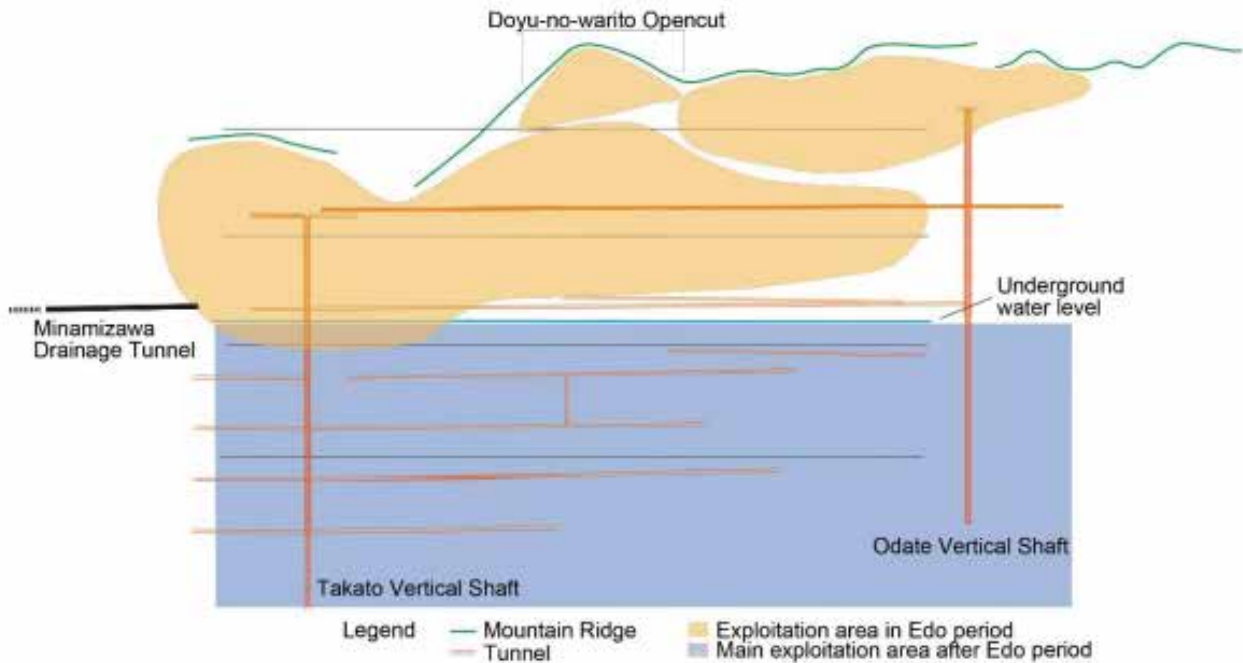


Fig.2 相川の採掘域 (箇所)

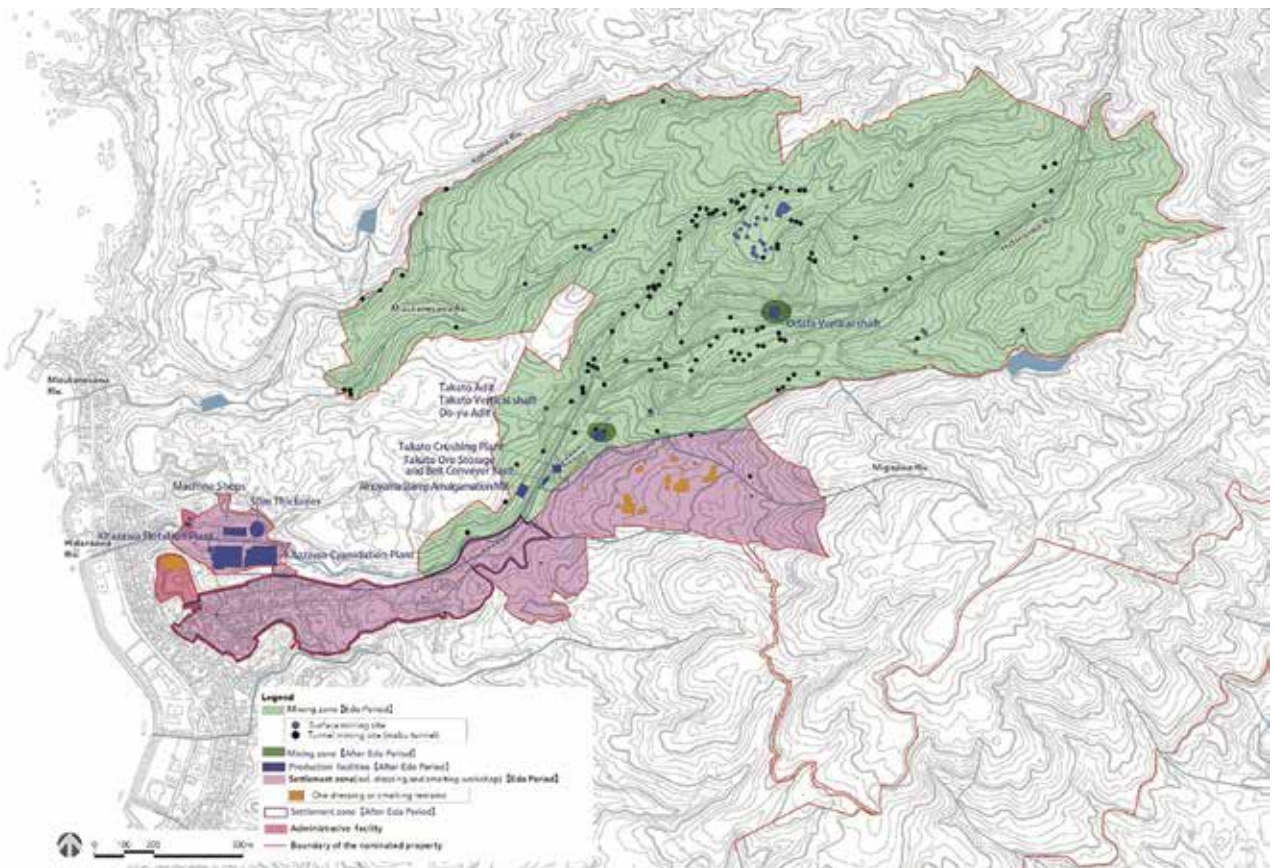


Fig.3 江戸期と近代における鉱山施設の配置

## 2. 推薦された構成資産の境界を画定根拠の明確化

2-1 イコモスは、これらの要素に関して、それらが徳川幕府時代の有形の特徴を有しているかどうか、それらが何であるか、またそれらが手工業の採掘システムの説明の枠組みの説明にどのように貢献し、記載のための価値証明を反映しているか、またはそれらが江戸時代より後の建造物や施設を含んでいるか、そしてその場合はそれらがどこにあるか、またそれらが選択された説明の枠組みにどのように寄与するかについてさらに知りたいと考える。

絵巻によれば、下山之神、坂下、北沢、弥十郎の各区は、16世紀後半から18世紀中頃にかけて「買石」（製錬業者）が集団居住し、製錬作業が行われていたことが知られている [Fig.4, 5]。非機械化時代の遺跡層からは石臼などの考古学遺物が出土しており、非機械化時代の遺物がある程度残っていると考えられる。これらは、相川上町の鉱山経営において、職種ごとの区分けがどのように行われていたかを示す証拠である。これに関連して、これら4つの区は推薦書(105～106頁)で説明されているように、潜在的なOUVに貢献しており、作業指針(段落100)に従って推薦資産区域に含まれている。

この地域は、佐渡市においても江戸時代より正確な情報を得ることが重要であると認識しており、今後この地域の考古学調査が優先的に進められることになる(3-3参照)。

地表には、旧シクナーや浮遊選鉱場、火力発電所の遺跡など、江戸時代以降の金生産に関係する要素があるが、それらは機械化されたのちに建設されているため、選択されたストーリーとは何ら関係がない [Fig.6, 7]。



Fig.4 18世紀の北沢（相川町絵図）



Fig.5 現在の北沢



Fig.6 北沢浮遊選鉱場の遺構



Fig.7 北沢の近代建造物

2-2 イコモスはまた、江戸時代に属さない他の構造物や要素が、推薦構成資産の境界内に含まれているかどうか、それらが何であるか、そしてそれらが江戸時代の採掘システムとどのような空間的関係にあるのかをさらに理解したい。

西三川エリアや鶴子エリアには、機械化後の金の生産に関わる要素はない。

相川エリアには、旧大立竪坑櫓 [Fig.8]、旧高任竪坑、高任粗砕場、高任貯鉱舎、旧道遊坑など機械化時代に建設された施設がいくつかある [Fig.3]。

大立竪坑や道遊坑には、非機械化時代の横坑の一部を掘った箇所がいくつかある。しかし、そのような箇所は、大切山間歩や道遊坑などの間歩坑道全体に比べれば極めて限定的であり、非機械化時代の間歩坑道の長さや採掘技術の理解に支障をきたすものではない。

高任地区の旧施設は、非機械化時代の考古学遺跡の上方の地表に位置しており、機械化された時代の要素と非機械化時代の遺跡との間に空間的な重なりはない [Fig.9]。



Fig.8 大立竪坑櫓

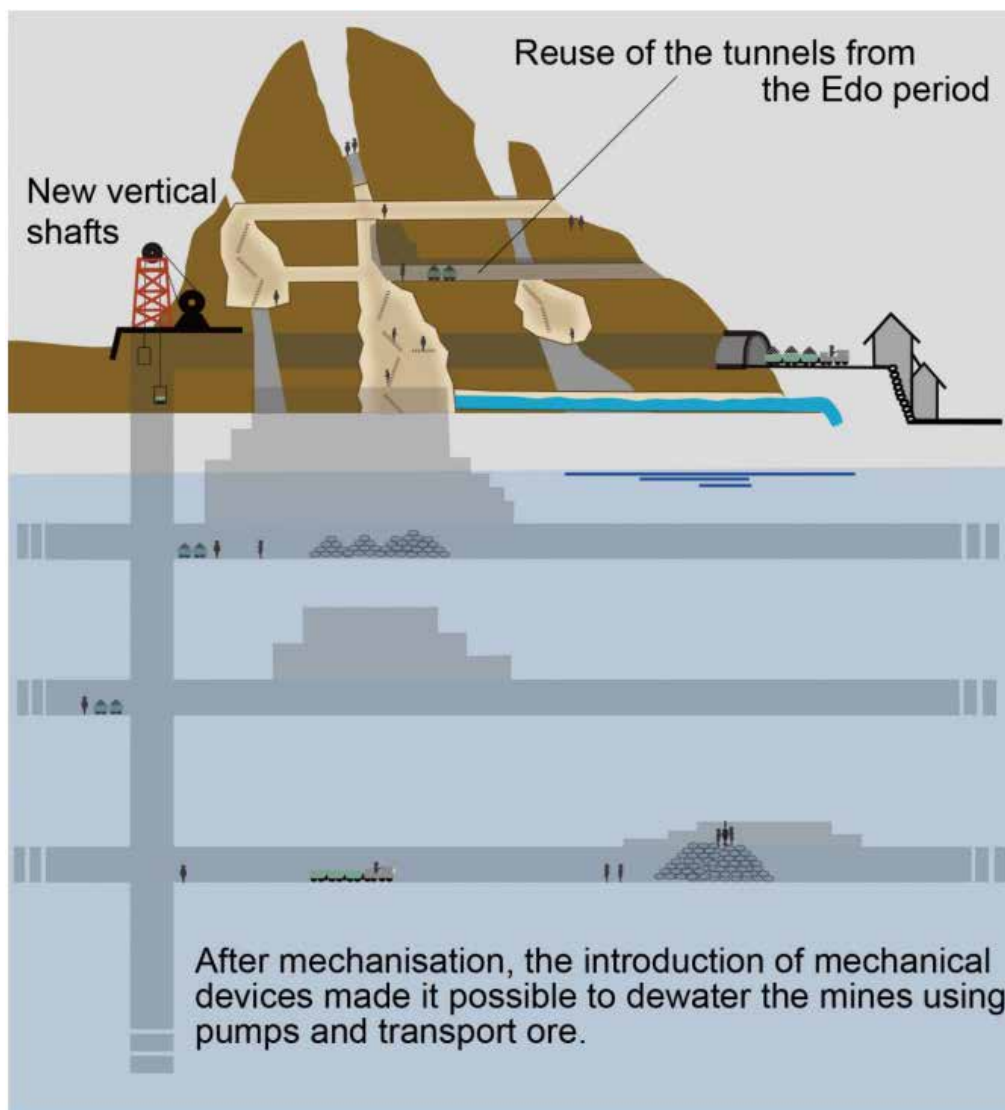


Fig.9 江戸時代の遺構と江戸時代より後の遺構の関係についての模式図

### 3. 考古学的調査を含む調査の状況

3-1 推薦構成資産内の他の遺跡について、どの程度の考古学的調査（発掘調査または非破壊的手法の適用）が実施されたか、また、推薦書に詳しく記載されていない他の採掘域または集落域について、どの程度の知識が培われたかについてのさらなる情報。

推薦エリアは広範囲に及ぶため考古学的調査の第一歩は、地形を正確に把握して分布調査を実施することである。そして、前述の調査や史料からの知見に基づいて、考古学的発掘調査が行われる。現在の各エリアにおける調査の進捗状況は以下の通りである。

#### > 西三川エリア

##### > 鉾山区域

- 分布調査（全域）
- 地形測量（全域）
- 五社屋山の詳細地形測量
- 五社屋山・立残山における考古学的発掘調査

##### > 集落域

- 分布調査（全域）
- 地形測量（全域）
- 金子勘三郎家の建築物精密調査
- 金子勘三郎家の考古学的発掘調査

#### > 鶴子エリア

##### > 鉾山区域

- 分布調査（全域）
- 地形測量（全域）
- 屏風沢・仕出喜沢鉾山区域 3D レーザー測量

##### > 居住区域

- 分布調査（全域）
- 地形測量（全域）
- 鶴子荒町遺跡の詳細地形測量
- 代官屋敷跡・鶴子荒町遺跡における考古学発掘調査
- 代官屋敷跡・鶴子荒町遺跡出土遺跡の成分分析

#### > 相川エリア

##### > 鉾山地区

- 分布調査（全域）
- 地形測量（全域）
- 大切山間歩・南沢疎水道の 3D レーザー測量

##### > 居住区域

- 上相川地区・上寺町地区の分布調査
- 上相川地区・佐渡奉行所跡発掘調査
- 相川上町地区数か所発掘調査
- 佐渡奉行所跡出土遺物の成分分析

**3-2 採掘活動が自然や植生に及ぼす影響に関する研究が実施されたかどうか、またそれらの研究が、推薦された構成資産内での採掘活動の範囲を理解するために使用されたかどうか。**

構成資産内には大規模な伐採の痕跡が物理的に存在しないことから、推薦資産の自然や植生は採掘活動によって大きく変化していないと考えられる。いくつかの歴史的な絵図はこの事実を裏付けている [Fig.10]。また、鉱山活動により植生が影響を受けていた地域も、現在ではほぼ全域において植生が回復している [Fig.11]。

採掘活動が自然や植生に及ぼす影響に関する詳細な研究は行われていないため、そのような情報は採掘活動の範囲を理解するために使用されていない。佐渡市は、さまざまな関係者と協力して、中期優先行動を通じてこうした側面を考慮していく。

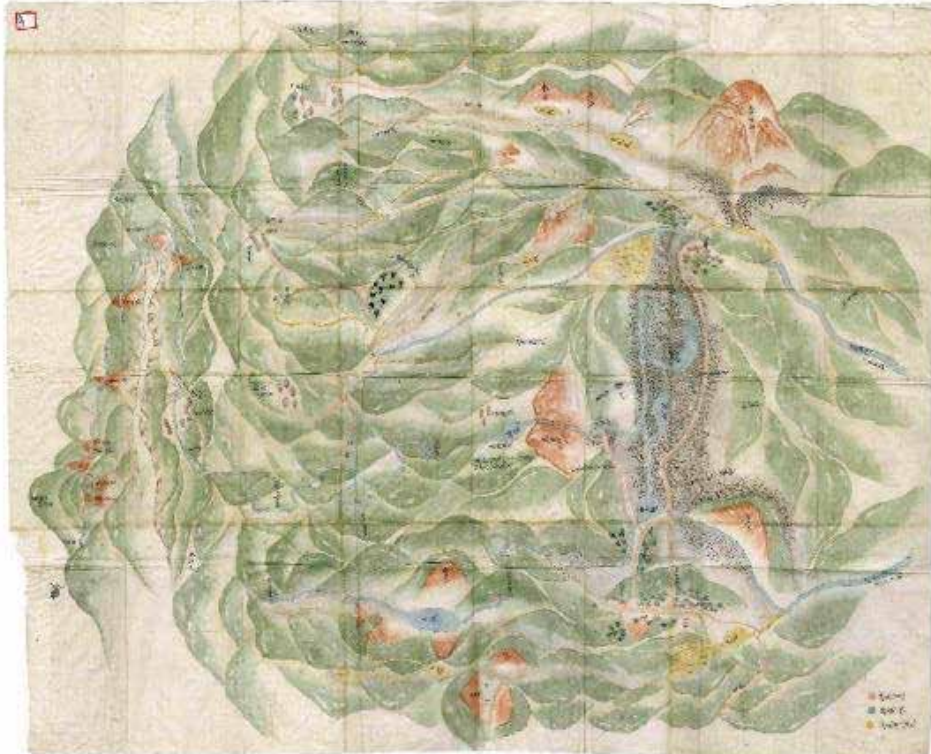


Fig.10 笹川村の絵図、赤く見える山は江戸時代に植生が失われた。(笹川金山絵図、18世紀後半)



Fig.11 笹川村及び周辺の山々の現況

3-3 実施の可能性がある考古学的調査戦略に関する追加情報と詳細。

「佐渡金銀山史跡保存管理計画第Ⅱ期」に基づき、考古学的調査を含む遺跡の保全・説明に必要な活動を列挙した [Fig.12]。

このような優先活動項目のうち、保全や説明の必要性を考慮し、今後5年間に以下の3地域における考古学調査が計画されている。

- 西三川エリアの金子勘三郎家：建築の保存工事に関連して必要な場合。
- 鶴子エリア百枚平地区：来訪者が露頭掘り跡の原形をより明確に理解するため。
- 相川エリアの上相川地区：古絵図や分布調査の知見をもとに、より正確な情報を得るために考古学的発掘調査を実施。

上記に加え、このエリアに関するより詳細な情報を取得する必要があることから、北沢地区における考古学的発掘調査を実施する (2-1 も参照)。

この計画は、予算の制約や資産に関して得られた新たな知識によって、必要に応じて調整される点にご注意いただきたい。

Area	Project	Fiscal Year (April - March)											
		2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
Nishimikawa	Kaneko Kanzaburo House												
	Gosyaya-yama												
Tsurushi	Local Magistrate's Office Site												
	Ootaki Mining Zone	Tunnel Survey											
	Tsurushi-Aramachi District												
Aikawa	Hyakumaidaira Mining Zone												
	Kami-Aikawa District											(a)	(b)
	Kami-Teramachi District												
	Nishi-Ikari-machi and Tsurushi-michi Pass												Measurement

▲ Revision of the Plan

Area	Project	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033
		Nishimikawa	Kaneko Kanzaburo House	(c)							
Tsurushi	Gosyaya-yama										
	Local Magistrate's Office Site										
	Ootaki Mining Zone										
Aikawa	Tsurushi-Aramachi District										
	Hyakumaidaira Mining Zone			(d)							
	Kami-Aikawa District	(b)									
	Kami-Teramachi District										
Aikawa	Nishi-Ikari-machi and Tsurushi-michi Pass										

▲ Revision of the Plan

- Excavation
- Interpretation
- Editing report
- Other activities
- Mentioned in the main text

- (a) Distribution Survey / Interpretation
- (b) Distribution Survey / Measurement
- (c) Excavation if needed adue to the conservation works of the architecture
- (d) Excavation / Interpretation

Fig.12 推薦資産における調査と説明活動 (2012-2033)

## 4 保護と管理

4-1 イコモスは、推薦された構成資産及びその緩衝地帯内の森林がすでに開墾され再植されているか、もし行われているならば、どこで、いつ、どのような植林や開墾の方法（伐採、皆伐など）が過去に採られたかについてのより正確な情報をいただきたいと考えている。そのような情報はすでに開墾や再植林が行われた森林の範囲を示す地図により有効に補足されるかもしれない。

3-2 で述べられているように、非機械化時代の森林の状態は採掘活動によって大きく変化することはなかった。鶴子エリアにおける採掘域や居住域の跡地には、人々が居住地としての使用をやめた後、建築用木材を得るために、日本杉や赤松が植樹された。その結果、現在の森林が形成された [Fig.13, 14]。

地域の森林計画や国有林の行動計画によると、木材はすでに使用されておらず、木材の価格が伐採費用の価格より下回っていたため、推薦資産内では現段階で大規模な開墾や再植林の計画はない。よって、安全のために枯れ木や倒木を解放伐採するといった小規模な管理活動のみが見込まれている。

推薦書の 185 頁で触れられている「政府による公有林における植林地域」で、当初は一部において材木生産のために森林伐採の計画があったが、該当の森林も現在は文化財保護法のもと厳格に管理されている。法律では、大きな伐採が計画された場合でも、文化庁長官の許可が必要となる。長官は、推薦資産の価値に悪影響を及ぼす可能性のある行為を決して許可しない。

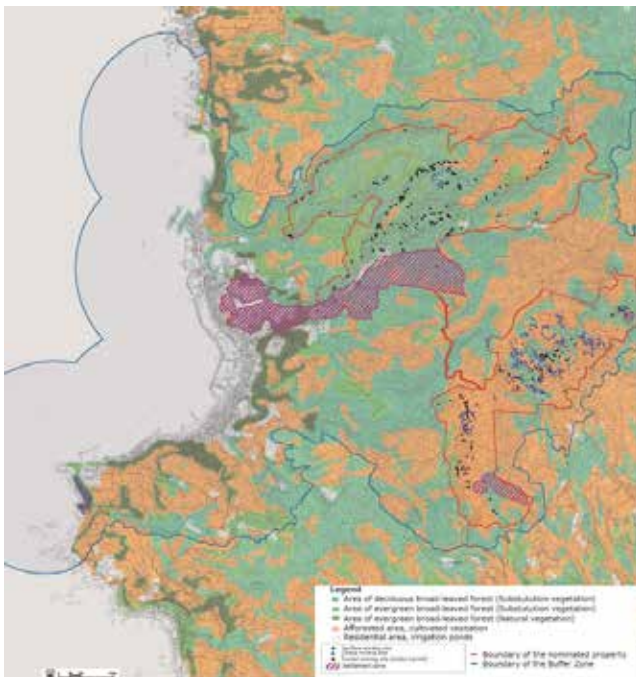


Fig.14 相川鶴子エリア 現在の植生区域地図



Fig.13 西三川 現在の植生区域地図

**4-2 イコモスは、周辺環境で実施される可能性のある保護メカニズムについてさらに明確にしてほしいと思う。推薦資産に悪影響を与える可能性のある開発活動が緩衝地帯の外で行われる場合、そのような悪影響の発生を防ぐメカニズムは何か。**

現時点では、推薦書類の184～185頁に記載されているものを除いて、大規模な開発プロジェクトの計画はない。推薦資産に悪影響を与える可能性のある開発事業が計画されている場合には、包括的保存管理計画の95～97頁に記載されている遺産影響評価が必要となる。

陸上では、緩衝地帯外を含む佐渡島全域に景観法に基づく景観計画が適用されている。10㎡を超える建物の建築、10mを超える塔の設置、高さ1.5m以上かつ幅10mを超える柵の設置、1,000㎡を超える木の伐採などの行為をしようとするときは、実施前に佐渡市への届出が必要である。

開発に関しては、建設位置（建物を道路からできるだけ離れた場所に配置すること）、植生（道路と建物の敷地の境界に植栽を行うこと）、建物の高さ（建物の高さは13m以下、建造物の場合は1.5m以下）、建物の外観などに使用されている色や素材など、さまざまな規定がある。

有識者で構成する佐渡市景観審議会は、関連の開発計画が規定に適合しているかどうかの助言を行う。計画が規定に適合しない場合、佐渡市長は開発者に対して規定に適合するよう指導、助言、勧告又は命令する。市長は景観計画に基づき、不適切な開発事業を回避するよう管理する。

**4-3 これは、洋上風力発電所による潜在的な視覚的影響を軽減するためにイコモスが拡張を提案する海洋緩衝地帯にとって特に重要であり、その開発は、実施されている脱炭素化政策に関連し想定されているようだ。**

洋上風力発電の建設については、関連した法的枠組みに基づき、新潟県知事や佐渡市長の判断が必要となる。

本推薦資産のOUV保護の重要性を考慮し、新潟県知事と佐渡市長は、推薦資産に悪影響を与える可能性のある洋上風力発電などの開発行為などは決して推進しない。

また、本推薦資産周辺海域における関連規制の重要性を鑑み、保護措置を一層強化していくために、必要に応じて緩衝地帯の拡大も検討する。

**4-4 鉱業権はまだ存在しているため、その規制についてさらに明確にすることは有益である。たとえば鉱業開発のライセンスを発行するための手順と要件は何か。また推薦資産やその緩衝地帯内で採掘のための有効な鉱業権が存在するかどうか。**

鉱業権は、1950年に制定された鉱業法に定められている。鉱業権を取得しようとする者は、鉱業実施計画等の必要書類を添えて、経済産業大臣に許可申請を行う必要がある。大臣は、申請者が財政的、技術的観点から採掘を継続できると考えられること、社会的信用があること、以前に鉱業権を剥奪された経験がないことなど、鉱山法に記載されているいくつかの基準を満たしている場合に、鉱業権を付与するものとしている。株式会社ゴールデン佐渡は、推薦資産及び緩衝地帯内で有効な鉱業権を承継した。

鉱業行動計画には、鉱害を回避するための措置を含める必要がある。この計画に基づき、株式会社ゴールデン佐渡は、採掘場の安全管理や鉱山水を中和して排水するなどの義務を履行している。

つまり、鉱業権には鉱害を回避するために必要な措置を採掘者が確保する義務が含まれている。

4-5 最後に、推薦書には、主要な鉱業権者であるゴールデン佐渡が操業しないことに同意したと記載されている。このような同意書の写しがあれば、評価プロセスに役立つ。

推薦書の182~183頁で明確に説明されているように、株式会社ゴールデン佐渡は採掘活動を再開するつもりはない。

また、推薦資産は文化財保護法に基づく史跡に指定されており、厳しい規制が機能している。ゴールデン佐渡は、指定により鉱業権も制限されることを明確に理解した上で、同法に基づく史跡指定に書面で同意した。同意書は、この制限が鉱業権に関しても有効であることを明示している [Fig.15, 16]。たとえ採掘を再開するとしても、史跡の改変には同法に基づく文化庁長官の許可が必要となり、OUVの保護を主に考慮して判断されることになる。



Fig.15 史跡指定の同意書（1頁）

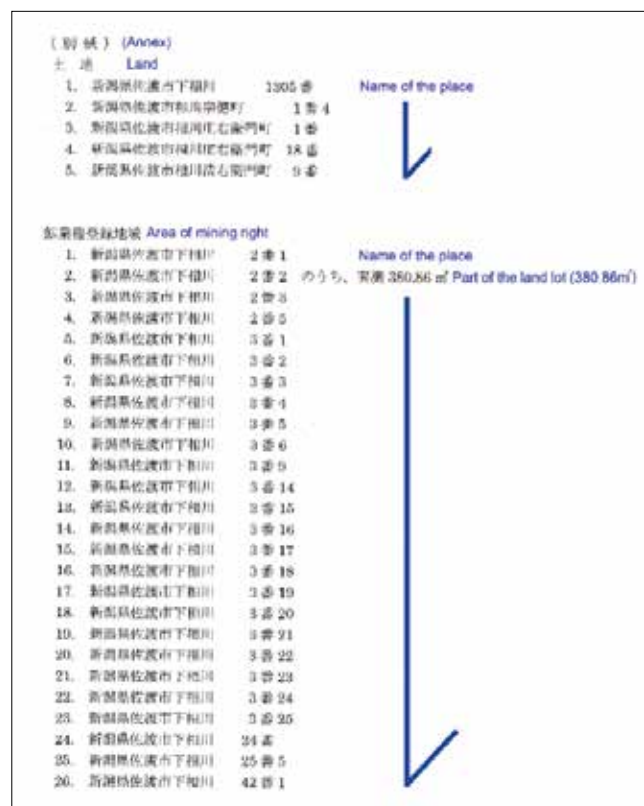


Fig.16 史跡指定の同意書（2頁）

## 5 一連の資産の断片化の削減

イコモスは、2023年10月の書簡で締約国に対し、推薦された構成資産の断片化を減らし、推薦資産の完全性を確保する方法を検討するための追加情報を求めたことを確認した。

推薦書および2023年11月に提出された追加情報で説明されているように、推薦された構成資産の境界は、作業指針に沿った物的証拠が有無に基づいて線引きされる。

しかしながら、イコモスとの対話で指摘された点を慎重に考慮し、推薦された構成資産の断片化を軽減し、推薦資産の完全性を確保するため、西三川エリアの構成資産の境界を変更することを決定した。すべての水路は繋げられ、1つの構成資産に統合されている [Fig.17]。新たに構成資産に追加された水路部分については、過去の水路の存在を示す古絵図や現地籍図を用いて、等高線などの地形に基づいて丁寧に境界を描いている。西三川地域の緩衝地帯の外側の輪郭に変更はない。前回の追加情報でも述べた通り、追加部分を含む水路はすべて重要な文化的景観として法的に保護されている。より正確には、水路内での現状変更については、水路の状況に応じて、土地所有者の事前届出や佐渡市による定期的なモニタリングなどで察知することにより、規制されることになる。

この変更により、構成資産 002 ~ 020 は構成資産 001 に統合され、構成資産 021 と 022 はそれぞれ 002 と 003 に変更される。修正後の推薦資産及び緩衝地帯の面積は以下のとおりである。

改訂された推薦書の表 1-1 (2頁)

ID	Name of the Component part	Region /District	Coordinates of the central point		Area of nominated component Part (ha)	Area of the Buffer Zone (ha)	Map No.
			Latitude	Longitude			
001	Nishimikawa Placer Gold Mine	Nishimikawa Area	N37° 54' 35"	E 138° 19' 31"	294.9	574.4	(Revised)
002	Aikawa-Tsurushi Gold and Silver Mine - Aikawa area	Aikawa-Tsurushi Area	N38° 02' 27"	E 138° 15' 28"	289.2	886.2	Fig. 1-7 Fig. 1-8 Fig. 1-9
003	Aikawa-Tsurushi Gold and Silver Mine - Tsurushi area		N38° 01' 34"	E 138° 15' 57"	173.3		
Total area (in hectares)					757.4	1460.6	

改訂された推薦書の表 1-3 (4頁)

Nominated property (ha)	757.4
Buffer zone (ha)	1,460.6
Total (ha)	2,218.0

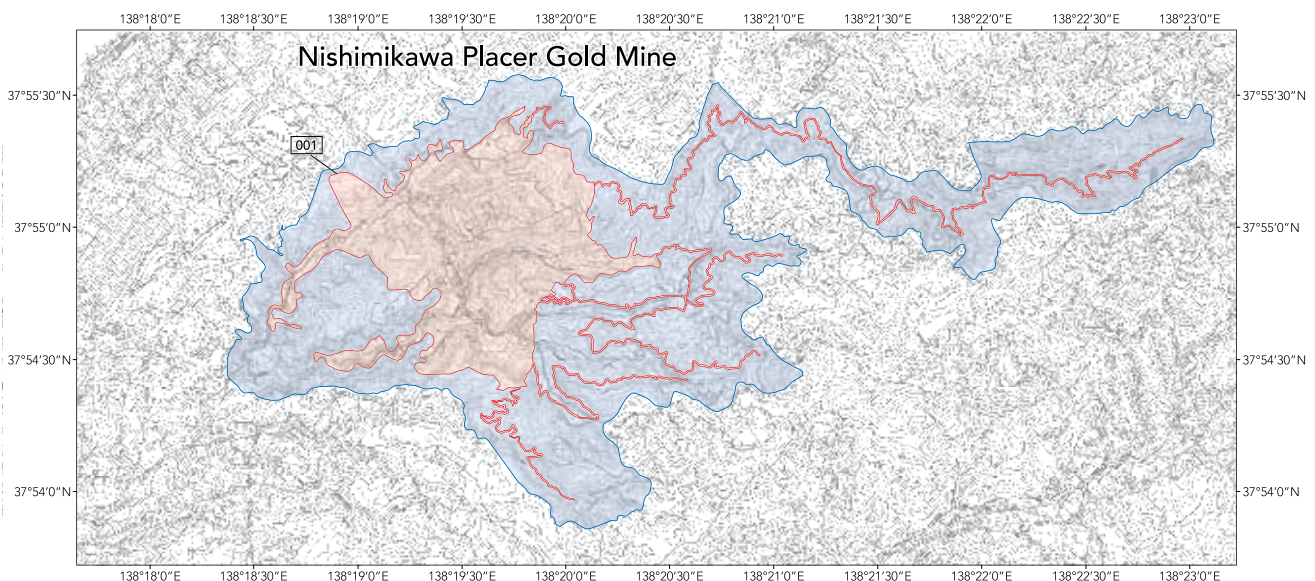


Fig.17 西三川エリア構成資産改訂図 (構成資産 001)